

# 第3回 介護保険事業運営懇談会

## 議 事 次 第

日時：平成20年7月2日（水）10:00～12:00

場所：全国都市会館第1会議室

- 1 介護給付適正化計画について
- 2 平成18年度介護保険事業の状況について
- 3 その他

### 資料一覧

- 資料1：介護給付適正化計画の集計結果〔暫定版〕
- 資料2：介護給付適正化事業による効果〔平成18年度〕
- 資料3：平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果  
(参考) 国保連合会給付適正化システムの機能拡充の概要
- 資料4-1：平成18年度の介護保険事業の状況  
(平成18年度介護保険事業状況報告(年報)のポイント)
- 資料4-2：平成18年度介護保険事業状況報告(年報)の概要
- 資料5：介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律について
- 資料6：介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて (案)
- 資料7：平成19年度介護事業経営概況調査結果について
- 資料8：介護予防サービスの定量的な効果分析について(第2次分析の結果)

# 「介護保険事業運営懇談会」について

## 1 目的

介護保険制度は、高齢者及び若年の保険料、国、都道府県、市町村の公費により重層的に支えられている制度であり、第1号被保険者はもとより、第2号被保険者や医療保険者その他の費用負担者に事業の運営や費用負担の状況等について理解を得ることが重要である。

このため、介護保険事業運営に関する事項について、厚生労働省老健局長が有識者から幅広く意見を聴取する懇談会として、介護保険事業運営懇談会を設けることとする。

## 2 主な議事内容

- 介護保険事業計画の実施状況について
- 介護保険給付の適正化について
- その他介護保険事業運営に関する事項について

## 3 懇談会メンバー

いしかわ 石川	りょういち 良一	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（稲城市長）
おしま 小島	しげる 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
か と 加戸	もりゆき 守行	全国知事会社会文教常任委員会委員（愛媛県知事）
きたざわ 北沢	としふみ 利文	日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会委員
さいとう 齋藤	ひでき 秀樹	全国老人クラブ連合会常任理事・事務局長
たなか 田中	しげる 滋	慶應義塾大学教授
つしま 対馬	ただあき 忠明	健康保険組合連合会専務理事
まつおか 松岡	まさき 正樹	社会保険庁運営部医療保険課長
もり 森	たみお 民夫	新潟県国民健康保険団体連合会理事長（長岡市長）
やまもと 山本	ふみお 文男	全国町村会会長（福岡県添田町長）

（五十音順 敬称略）

※ 懇談会に実務担当者レベルから構成される幹事会を設置し、介護保険事業の実施状況等に関する検討・分析等を行う。

## 介護給付適正化計画の集計結果【暫定版】

厚生労働省老健局介護保険課

平成20年7月2日

# 介護給付適正化計画について

## 介護給付適正化の意義

- 「介護給付の適正化」を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

## これまでの取組及び今後の予定

- 平成16年 2月 ・国保連合会の介護給付適正化システムの運用開始
- 平成16年10月～ ・国、都道府県、保険者が連携して介護給付の適正化に取り組む「介護給付適正化推進運動」の実施
- 平成19年 6月 ・介護給付適正化担当者会議の開催
  - ・「介護給付適正化計画に関する指針について」の発出
- 平成19年10月 ・「適正化事業による効果分析」等の情報提供
- 平成20年 4月 ・都道府県が策定した「介護給付適正化計画」のとりまとめ
- 平成20年 4月～ ・「介護給付適正化計画」に基づき、一層の適正化事業の推進を図る

## 介護給付適正化計画について

- 都道府県と保険者が一体となって戦略的に介護給付の適正化に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月29日付で「介護給付適正化計画に関する指針」を示し、平成19年度中に46都道府県において「介護給付適正化計画」等を策定したところ  
(平成19年度中に介護給付適正化計画を策定できなかった沖縄県においては、平成20年度中に介護給付適正化計画を策定する予定)

## 介護給付適正化計画のねらい

- 都道府県と保険者が一体となって、介護給付適正化の戦略的な取組を促進するため、平成19年度中に各都道府県において、各市町村の意見及び実情を踏まえつつ、都道府県の考え方や目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を目指すものである。

## 国の期待する実施目標等

- 要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化といった国が重要と考える事業については、平成20年度以降の3年間を強化期間と位置づけ、3年計画の最終年度の平成22年度には、すべての保険者が実施していることを目標としている。

## 主要5事業について

- 認定調査状況チェック
  - ・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検する。  
(なお、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、当該事業は不要である)
- ケアプランの点検
  - ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。
- 住宅改修等の点検
  - ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
  - ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。
- 医療情報との突合・縦覧点検
  - ・老人保健（長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
  - ・受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- 介護給付費通知
  - ・利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

# 各都道府県の介護給付適正化計画における実施目標の策定方法と今回の集計方法

## 1. 都道府県が独自に目標を策定

○保険者等へのヒアリング結果等に基づき、都道府県が、介護給付適正化事業の実施（予定）保険者数又は実施（予定）率の目標を設定している

集計方法

実施率（目標・予定）から逆算し、平成20年度、21年度、22年度の実施保険者数を把握

## 2. 個別の保険者の実施予定に基づき、都道府県が実施予定を集計

○保険者等へのヒアリング結果等に基づき、都道府県が、介護給付適正化事業の実施（予定）保険者数を集計し、その結果を実施予定率としている

集計方法

各保険者の実施予定に基づき、平成20年度、21年度、22年度の実施保険者数を把握

## 3. 都道府県の実施目標と保険者の実施予定を並記

○都道府県の策定した実施目標（率）と、保険者の実施予定に基づく実施予定（率）の両者を報告している

集計方法

各保険者の実施予定に基づき、平成20年度、21年度、22年度の実施保険者数を把握

## 4. その他

○最終年度のみ実施目標を作成しているもの  
○平成20年度以降に都道府県の実施目標を策定しているもの  
○未策定

集計方法

実施目標又は実施予定保険者数が示されていない県の保険者数は、全体の保険者数（分母）から除外し、全体の実施予定率を算出している

## 介護給付適正化計画の集計結果について（暫定版）

国の期待する目標【「介護給付適正化計画に関する指針」で各都道府県に提示】

	18年度実績	19年度目標	20年度目標	21年度目標	22年度目標
介護給付適正化事業	99%	100%	100%	100%	100%
認定調査状況チェック	64%	70%	85%	95%	100%
ケアプランの点検	32%	60%	85%	95%	100%
住宅改修等の点検	68%	70%	85%	95%	100%
医療情報との突合・縦覧点検	45%	60%	85%	95%	100%
介護給付費通知	49%	60%	85%	95%	100%

適正化計画集計結果【45都道府県】

- ・1県は適正化計画が未策定
- ・1県は適正化計画は策定したが、実施予定率等は未設定

【市町村の実施目標ベース】	18年度実績	19年度暫定版	20年度計画	21年度計画	22年度計画
介護給付適正化事業	99.4%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%
認定調査状況チェック※	73.4%	87.5%	88.7%	93.1%	96.3%
ケアプランの点検	31.6%	38.0%	62.1%	76.0%	90.0%
住宅改修等の点検	67.9%	75.0%	79.4%	90.4%	96.8%
医療情報との突合・縦覧点検	44.9%	67.5%	82.4%	90.5%	97.3%
介護給付費通知	49.0%	52.2%	63.2%	73.8%	88.0%
5事業の単純平均	53.4%	64.0%	75.2%	84.8%	93.7%

○平成19年度実績については精査中であり、今後、数値が変動することがあり得る。

※認定調査状況チェックの実施率は、認定調査の完全直営化（原則として新規・更新・変更の全てを市町村職員が調査を行っている）を行っている保険者も含んでいる。

（注1）平成20年度、21年度における実施率を設定しておらず、平成22年度の最終的な実施率のみを決定している県が3県、また、平成19年度中に適正化計画は策定したが、実施目標は平成20年度に決定することとしている県が1県存在するが、平成20年度及び21年度の実施率を集計するにあたっては、これらの県の保険者は全体の分子及び分母から除外している。

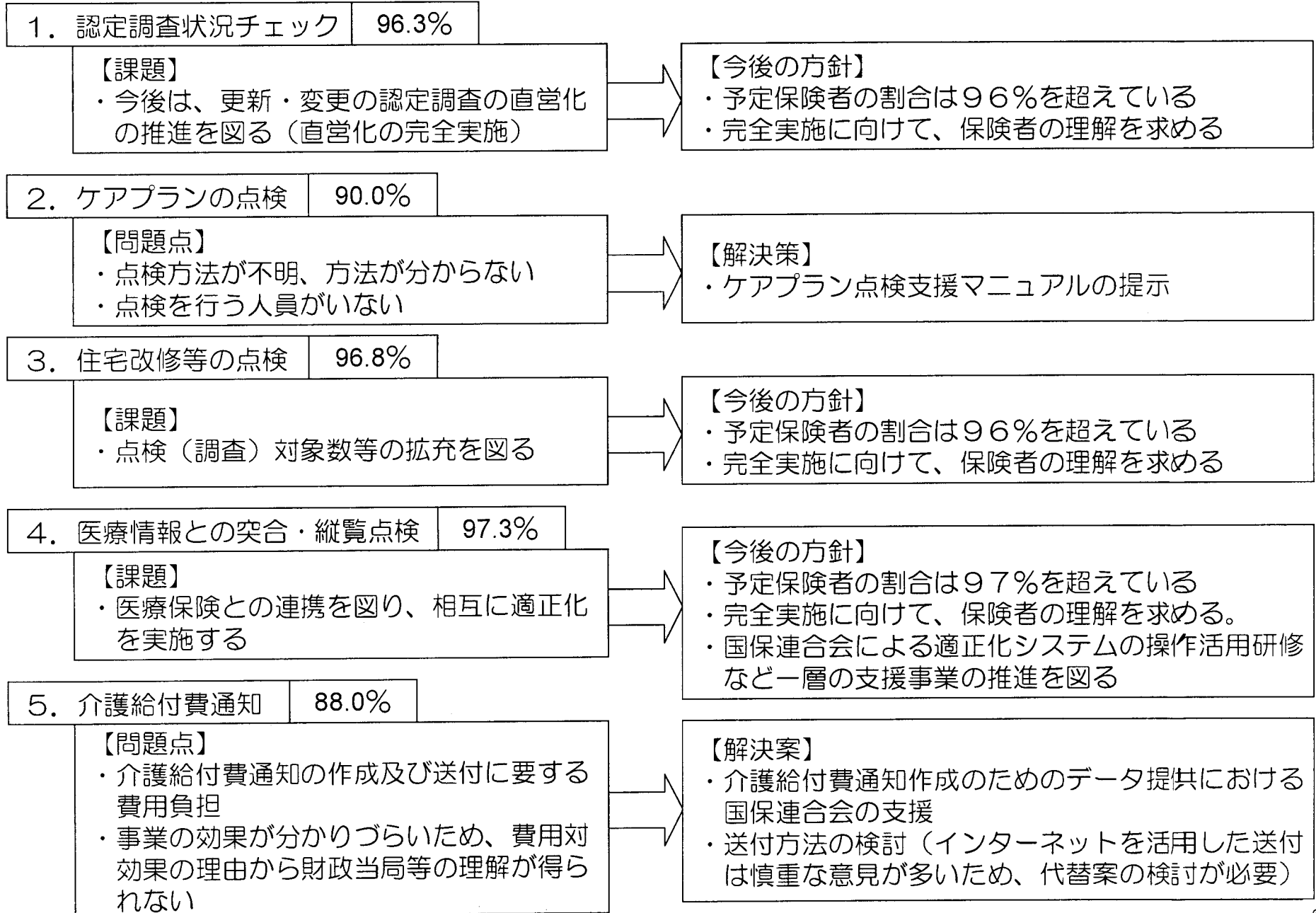
（注2）一部の道府県の実施保険者予定数は、実施率から逆算して実施予定保険者数を算出している。

## 集計結果【暫定版】における留意点

1. 20余りの都道府県において、平成20年度からの強化期間の最終年度と位置付けた平成22年度の主要な5事業の実施目標が国の期待する実施目標【100%】となっていないが、保険者と協議を行うなど地域の実情に応じた保険者の介護給付適正化事業の実施計画に基づき都道府県の適正化計画を策定している都府県もあり、必ずしも国の示した指針に沿っていないものではない。
2. また、そのような都府県においては、「今後、実施率が100%となるよう都府県において必要な支援を行う」旨が付記されている場合がほとんどであり、引き続き、介護給付適正化事業の推進のための検討が必要である。
3. 今後、国においては実施予定率が低い適正化事業における課題を重点的に検証し、都道府県・保険者と連携を図りながら、可能な限りの支援を行い、一層の介護給付適正化事業の推進を図る必要がある。



## 介護給付適正化計画の確実な実施に向けた課題 【平成22年度実施目標】



## 参 考

### 主要介護給付等費用適正化事業を拡充する市町村に係る平成20年度の地域支援事業の額に関する特例

## 趣 旨

- 保険者においては、税及び保険料を財源とする地域支援事業の任意事業の1つとして、介護給付等費用適正化事業を実施している保険者もあるが、現行の地域支援事業全体の上限額及び包括的支援事業・任意事業の上限額の範囲内では、十分な経費を確保できない保険者も多数ある。
- このため、介護給付等費用適正化事業が介護給付の適正化に資することに鑑み、当該事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（主要介護給付等費用適正化事業）を平成20年度に拡充する保険者については、同年度に限り、地域支援事業の上限額の特例を設ける。

- ※ 主要介護給付等費用適正化事業
  - 1 認定調査状況チェック
  - 2 ケアプランの点検
  - 3 住宅改修等の点検
  - 4 医療情報との突合、縦覧点検
  - 5 介護給付費通知

財政上の問題で、適正化事業の推進を図ることができない保険者に対する制度面での支援

## 改正前

- 各市町村の行う地域支援事業については、その総額の上限額は給付見込額の3.0%と定められ、介護予防事業を除く地域支援事業の額（包括的支援事業及び任意事業・・・介護給付等費用適正化事業は任意事業の1つ。）の上限額は給付見込額の2.0%と定められている。

## 政令改正

- 地域支援事業の額に関する特例を定め、

①市町村介護保険事業計画を変更し、

②平成20年度に主要介護給付等費用適正化事業を拡充しようとする場合であって、

③地域支援事業に要する費用の増額分を主要介護給付等費用適正化事業の拡充のみに充てる場合に、

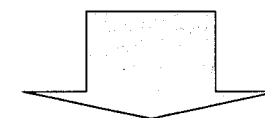
同年度の地域支援事業に要する費用の額の上限を、変更後の市町村介護保険事業計画に定める地域支援事業に要する費用の額とする。

上限は給付見込額の3.15%

また、介護予防事業を除く地域支援事業に要する費用の上限についても、同様に定める。

上限は給付見込額の2.15%（小規模保険者・・・定額の上限を設定）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (現行)
地域支援事業 ・ 介護予防事業 ・ 包括的支援事業 ＋任意事業	2. 0%以内 1. 5%以内 1. 5%以内	2. 3%以内 1. 5%以内 1. 5%以内	3. 0%以内 2. 0%以内 2. 0%以内



※ 現行の上限を超える部分については、主要な適正化事業の実施に要する費用にのみに充てることができる。

なお、この措置は平成20年度限りであること。また、適正化事業の増加分に対してのみ、上限を超えることができる。

適正化事業以外の事業の増加により上限を超える場合は認めない。

	平成20年度 (変更後)
地域支援事業 ・ 介護予防事業 ・ 包括的支援事業 ＋任意事業	3. 15%以内 2. 00%以内 2. 15%以内

# 介護給付適正化事業による効果

【平成18年度】

主要5事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）の実施状況による各保険者ごとの平成17年度と平成18年度の被保険者1人当たり介護給付費の変化について比較を行った。

※平成17年度 平成17年3月～平成18年2月の1／12

平成18年度 平成18年4月～平成19年2月の1／11

（平成19年度の適正化事業の実施状況による効果は現在集計中）

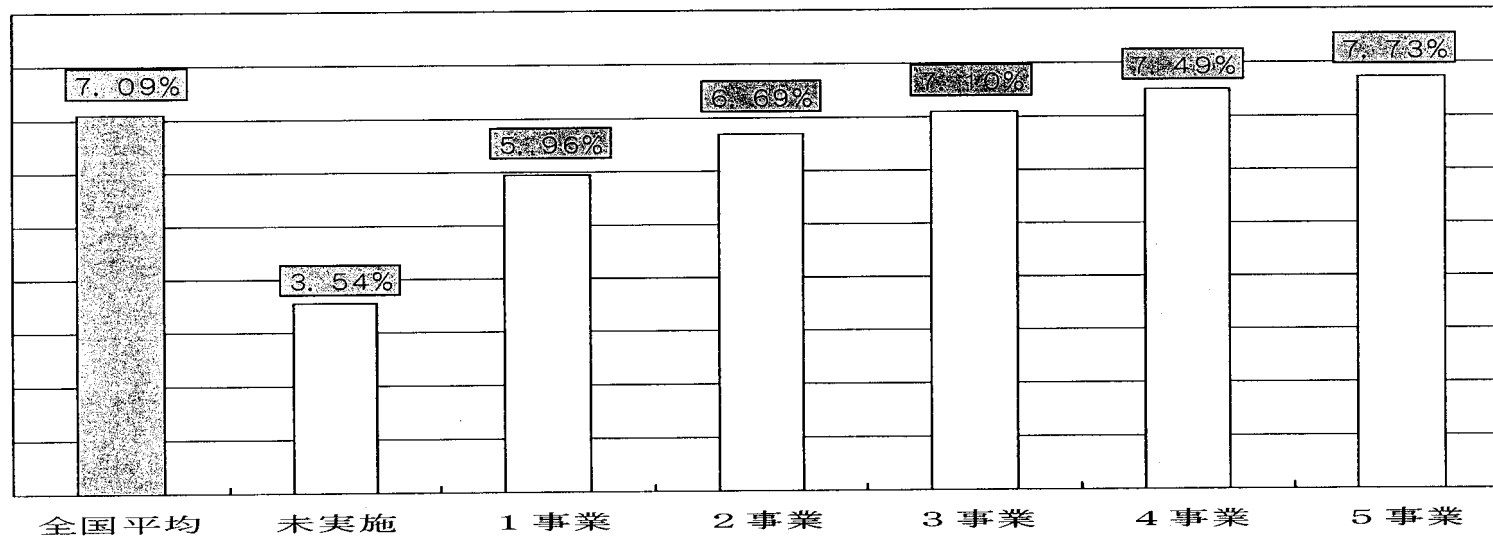
## 主要5事業の実施による効果

(注) 実施保険者と未実施保険者の1人当たり給付費の推移を機械的に比較しているものである

	保険者数	被保険者1人当たり給付額 【居宅サービス分】の伸び率 17年度→18年度
主要5事業実施保険者	102保険者	▲7.73%
4事業実施保険者	331保険者	▲7.49%
3事業実施保険者	518保険者	▲7.10%
2事業実施保険者	448保険者	▲6.69%
1事業実施保険者	221保険者	▲5.96%
未実施保険者	45保険者	▲3.54%
全国平均	1,665保険者	▲7.09%

主要5事業のいずれかを実施している保険者の平均  
▲7.03%

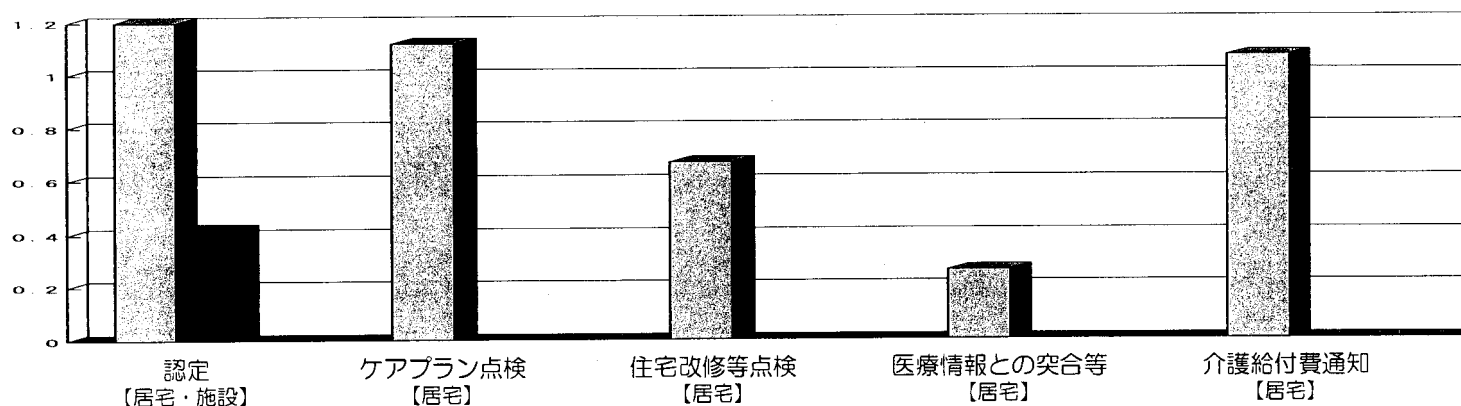
※集計できなかった2保険者は除いている



## 個別の適正化事業の実施による効果

(注) 実施保険者と未実施保険者の1人当たり給付費の推移を機械的に比較しているものである

	実施保険者	未実施保険者	差	
認定調査状況チェック	居宅サービス	▲7.00%	▲5.80%	▲1.20%
	施設サービス	▲22.05%	▲21.63%	▲0.42%
ケアプランの点検 【居宅サービス】	実施保険者	未実施保険者	差	
	▲7.63%	▲6.52%	▲1.12%	
住宅改修等の点検 【居宅サービス】	実施保険者	未実施保険者	差	
	▲7.12%	▲6.45%	▲0.67%	
医療情報との突合・ 縦覧点検 【居宅サービス】	実施保険者	未実施保険者	差	
	▲6.97%	▲6.71%	▲0.26%	
介護給付費通知 【居宅サービス】	実施保険者	未実施保険者	差	
	▲7.40%	▲6.34%	▲1.07%	



# 個別の適正化事業の実施による効果の算出方法

## 例：介護給付費通知事業の効果

パターン1

事業実施数	ケアプラン	給付費通知	認定調査	住宅改修等	医療突合等	保険者数	1人当たり給付費伸び【居宅】（17'→18'）
5	○	○	○	○	○	102	▲7.73%
4	○	×	○	○	○	73	▲8.31%
							0.58%

パターン2

事業実施数	ケアプラン	給付費通知	認定調査	住宅改修等	医療突合等	保険者数	1人当たり給付費伸び【居宅】（17'→18'）
4	○	○	○	○	×	35	▲8.26%
3	○	×	○	○	×	58	▲6.93%
							▲1.33%

パターン3

事業実施数	ケアプラン	給付費通知	認定調査	住宅改修等	医療突合等	保険者数	1人当たり給付費伸び【居宅】（17'→18'）
4	○	○	○	×	○	98	▲7.71%
3	○	×	○	×	○	57	▲6.29%
							▲1.42%

パターン16

事業実施数	ケアプラン	給付費通知	認定調査	住宅改修等	医療突合等	保険者数	1人当たり給付費伸び【居宅】（17'→18'）
1	×	○	×	×	×	24	▲6.63%
0	×	×	×	×	×	45	▲3.54%
							▲3.09%

【加重平均】▲1.07%

- それぞれの個別な主要の適正化事業について、当該適正化事業の実施・未実施の16パターンの1人当たり給付費の伸び率を比較し、その平均値（保険者数を基にした加重平均）を算出している。
- 主要5事業のうち、認定調査状況チェックについては、居宅サービス及び施設サービスの両方に効果を与え、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知及び医療情報との突合（縦覧点検）については、居宅サービスに効果を与えていると考えている。



## ○ 平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果

## 1. 集計結果

	平成19年度		平成18年度		18' ⇒19'
	保険者数	実施率	保険者数	実施率	
適正化事業実施保険者	1,636	98.5%	1,657	99.4%	▲0.9%
適正化システム利用	1,238	74.5%	1,201	72.0%	2.5%
要介護認定の適正化	1,454	87.5%	1,224	73.4%	14.1%
認定調査の直営化	592	35.6%	440	26.4%	9.2%
認定調査チェック	862	51.9%	784	47.0%	4.9%
ケアプランの点検	632	38.0%	527	31.6%	6.4%
住宅改修・福祉用具実態調査	1,245	75.0%	1,132	67.9%	7.1%
住宅改修実態調査	953	57.4%	903	54.2%	3.2%
福祉用具実態調査	860	51.8%	659	39.5%	12.3%
介護給付費通知	867	52.2%	817	49.0%	3.2%
医療情報との突合・縦覧点検	1,121	67.5%	985	59.1%	8.4%
医療情報との突合	944	56.8%	749	44.9%	11.9%
縦覧点検	924	55.6%	775	46.5%	9.1%
給付実績の活用	488	29.4%	516	31.0%	▲1.6%
その他(指導・研修事業等)	147	8.9%	154	9.2%	▲0.3%
保険者数	1,661		1,667		

(注) 1. 「適正化事業実施保険者」とは、適正化事業のうち、いずれかを実施している保険者である。

2. 「認定調査の直営化」とは、新規、更新及び変更認定のすべて(遠隔地等を除く)を市町村職員等が実施しているものである。

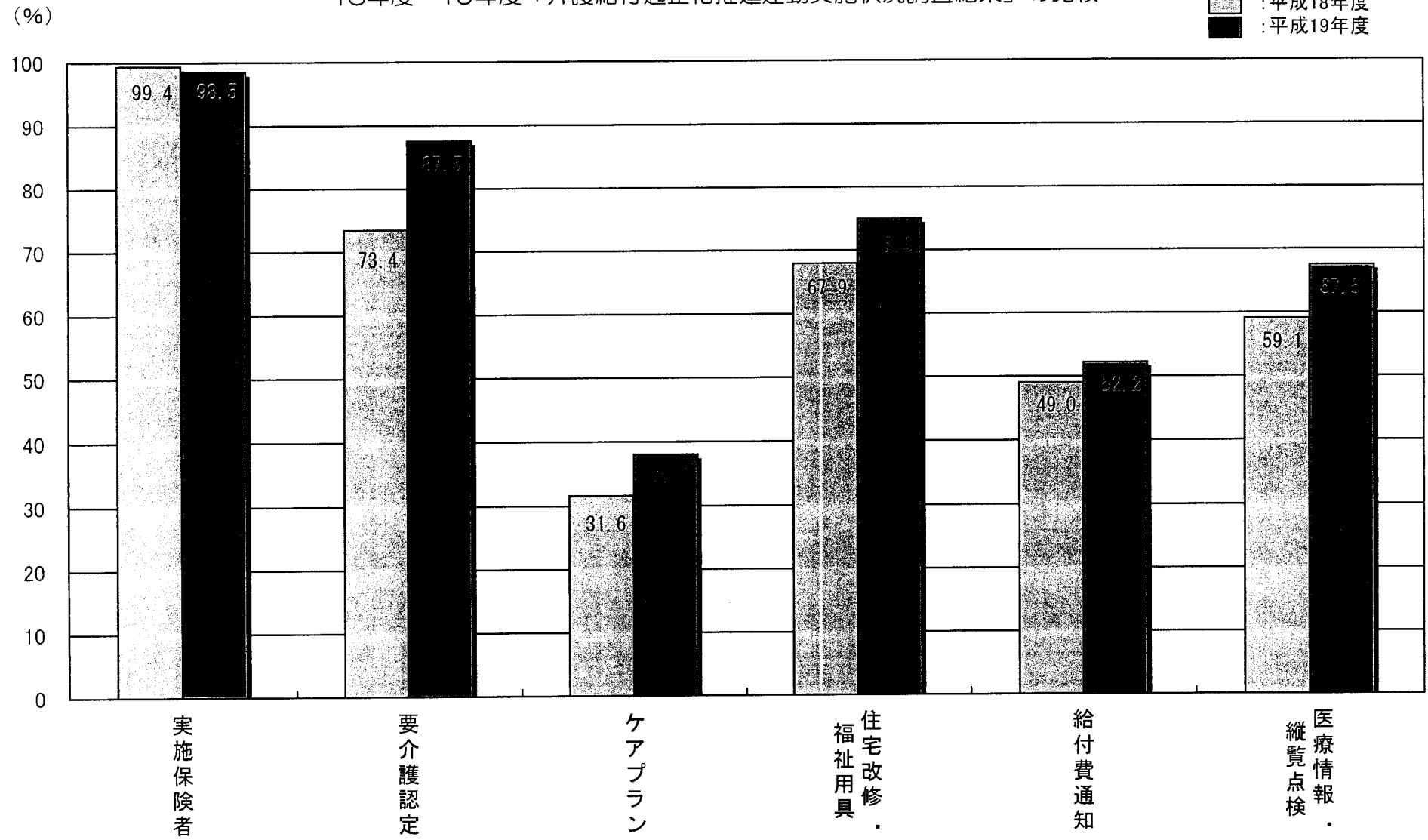
## 2. 主要5事業のうちいずれかを実施している保険者

主要5事業：認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具実態調査、介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検

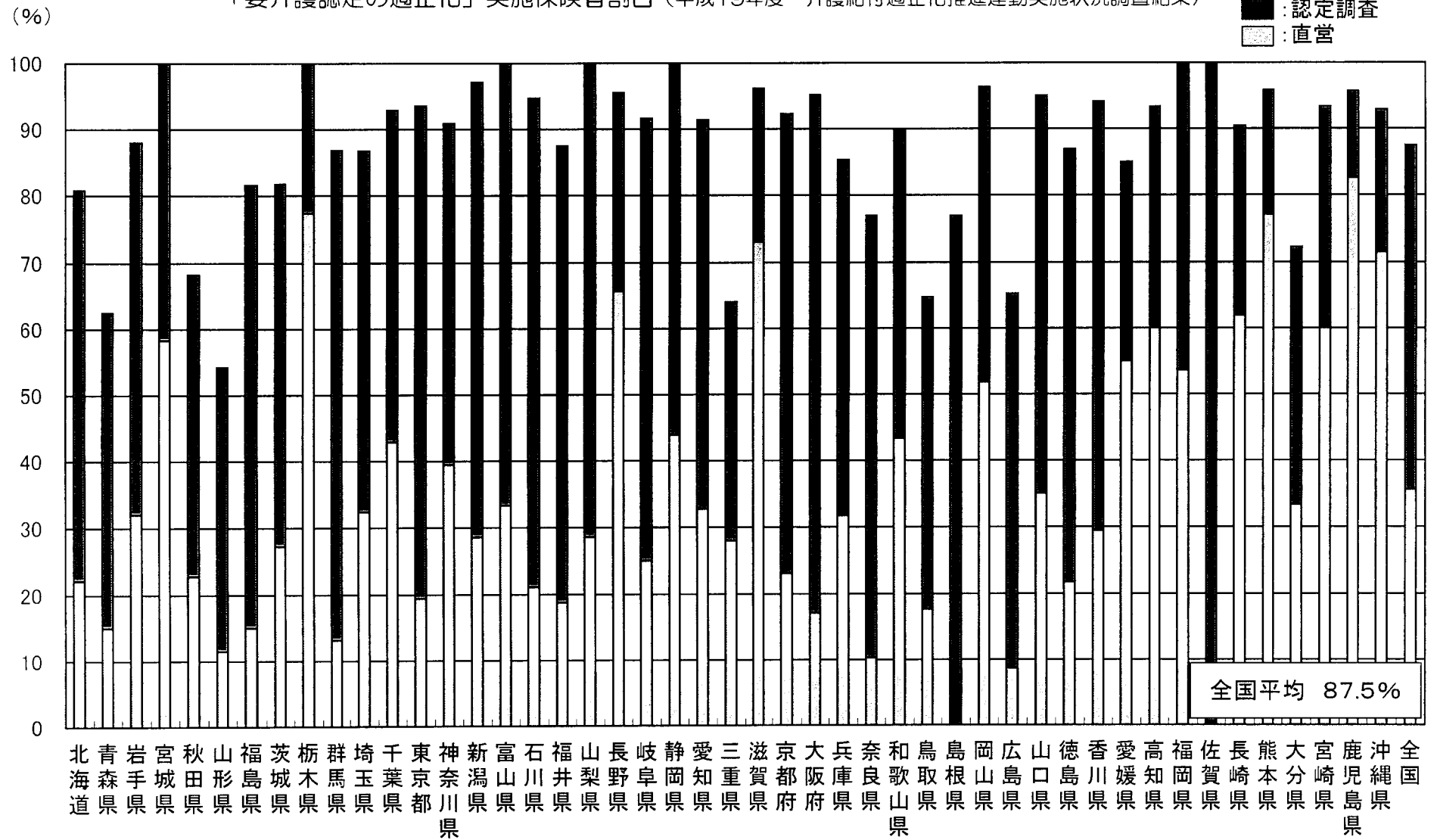
	平成19年度		平成18年度		18' ⇒19'
	保険者数	実施率	保険者数	実施率	
適正化事業実施保険者	1,636	98.5%	1,566	93.9%	4.6%
適正化システム利用	1,224	73.7%	1,111	66.6%	7.1%

18年度・19年度「介護給付適正化推進運動実施状況調査結果」の比較

□ :平成18年度  
 ■ :平成19年度



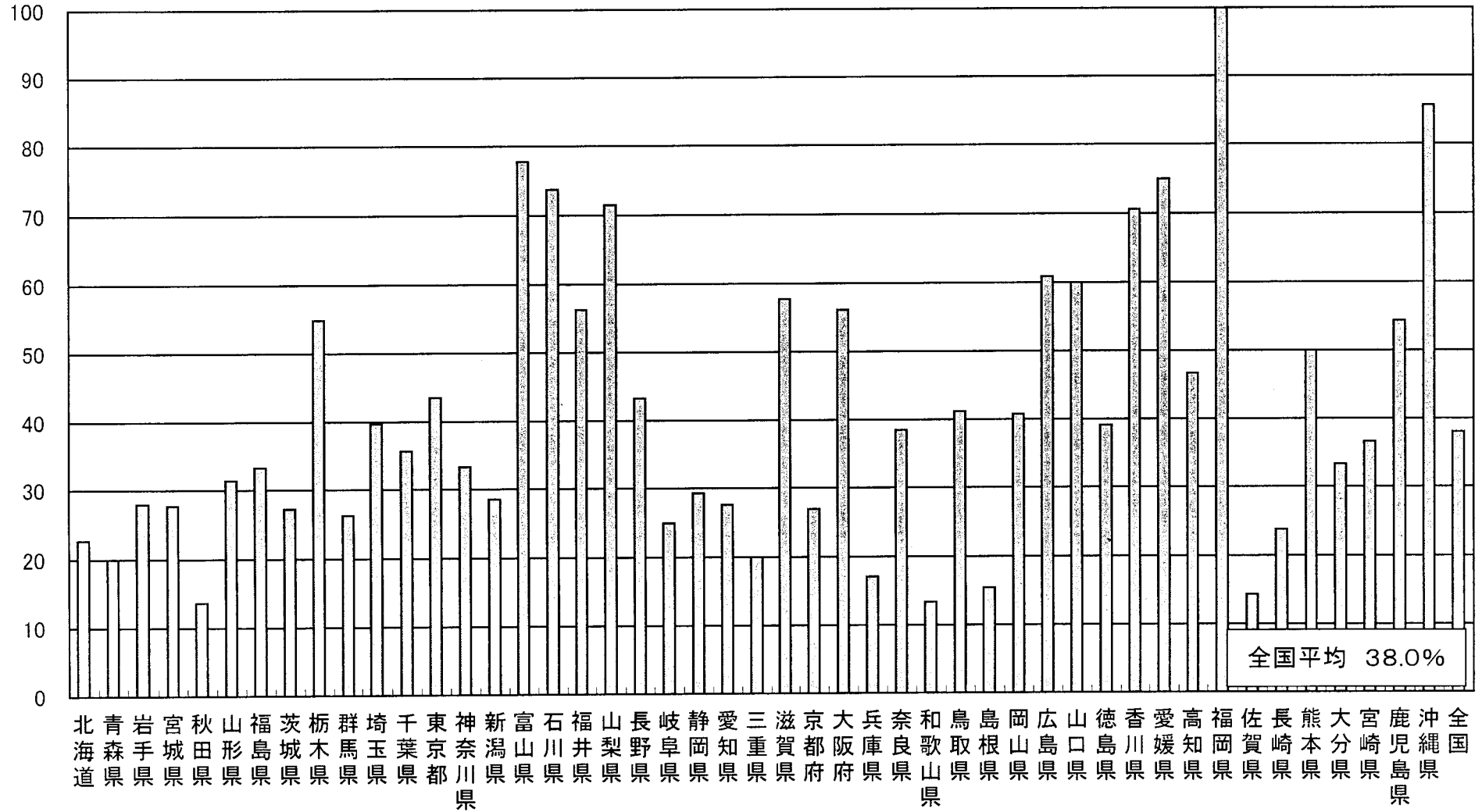
「要介護認定の適正化」実施保険者割合（平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果）



※ 直営とは、新規、更新及び変更認定のすべて（遠隔地等を除く）を市町村職員等が実施しているものである。

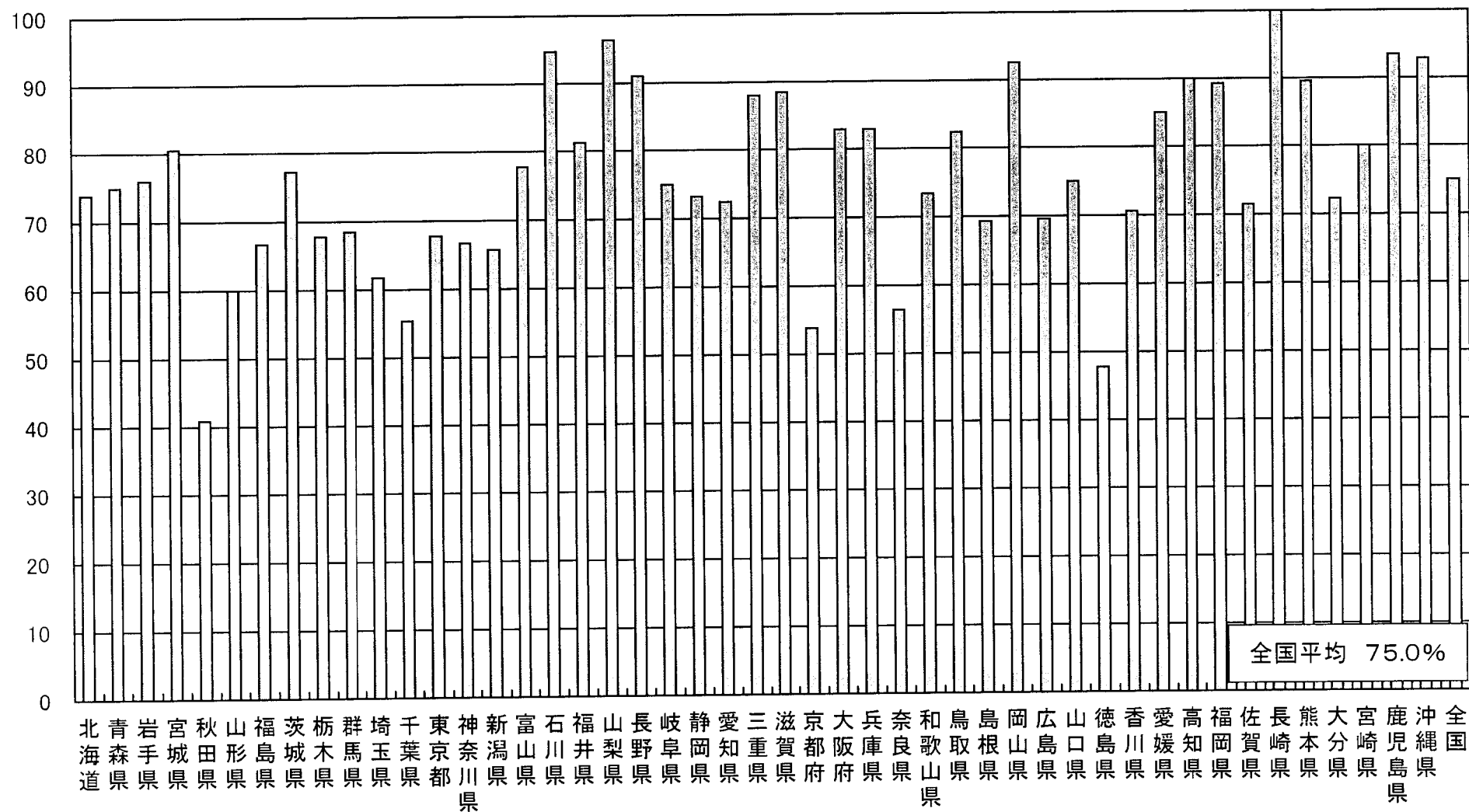
「ケアプランの点検」実施保険者割合（平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果）

(%)



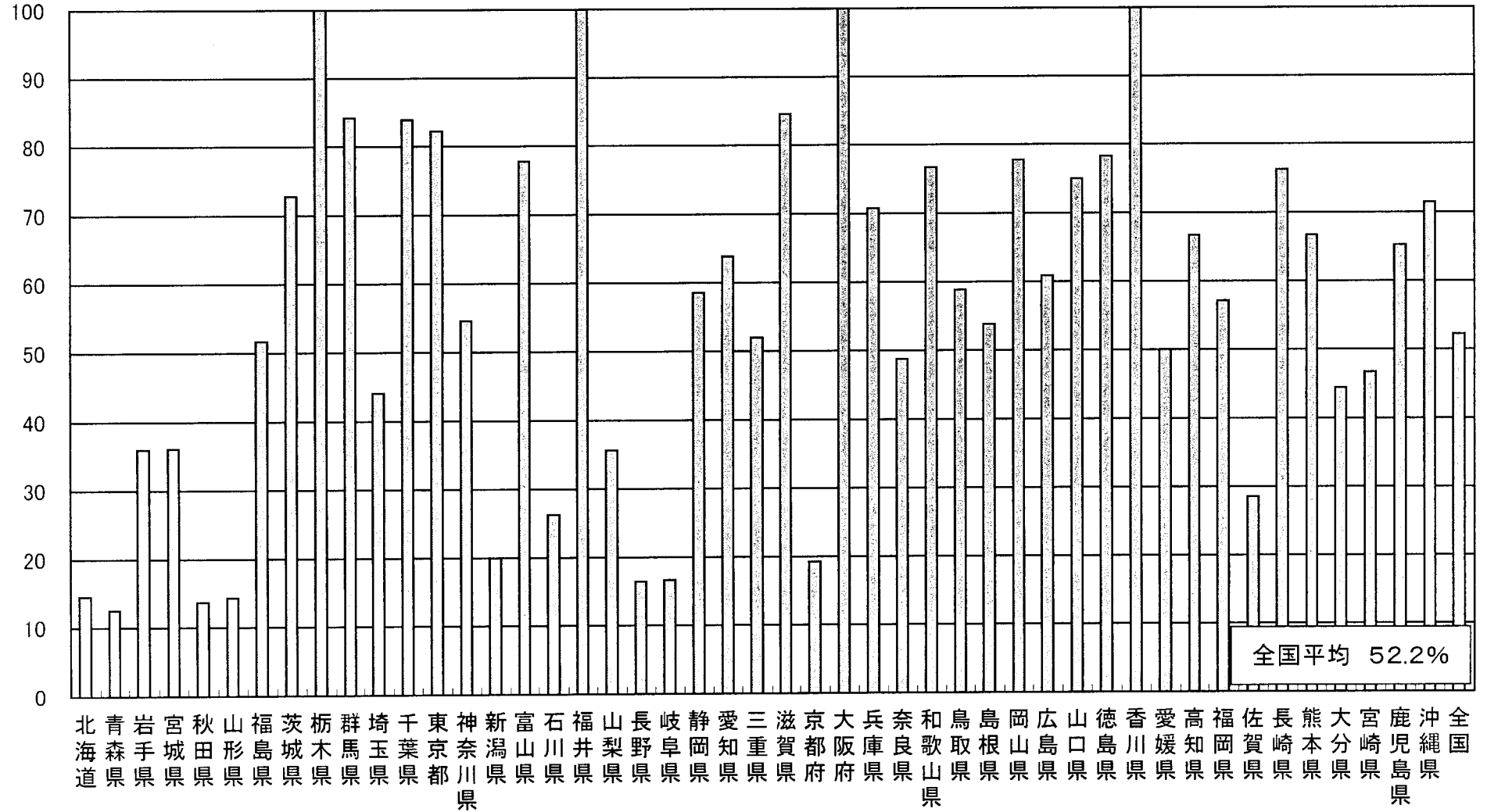
「住宅改修または福祉用具実態調査」実施保険者割合（平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果）

(%)



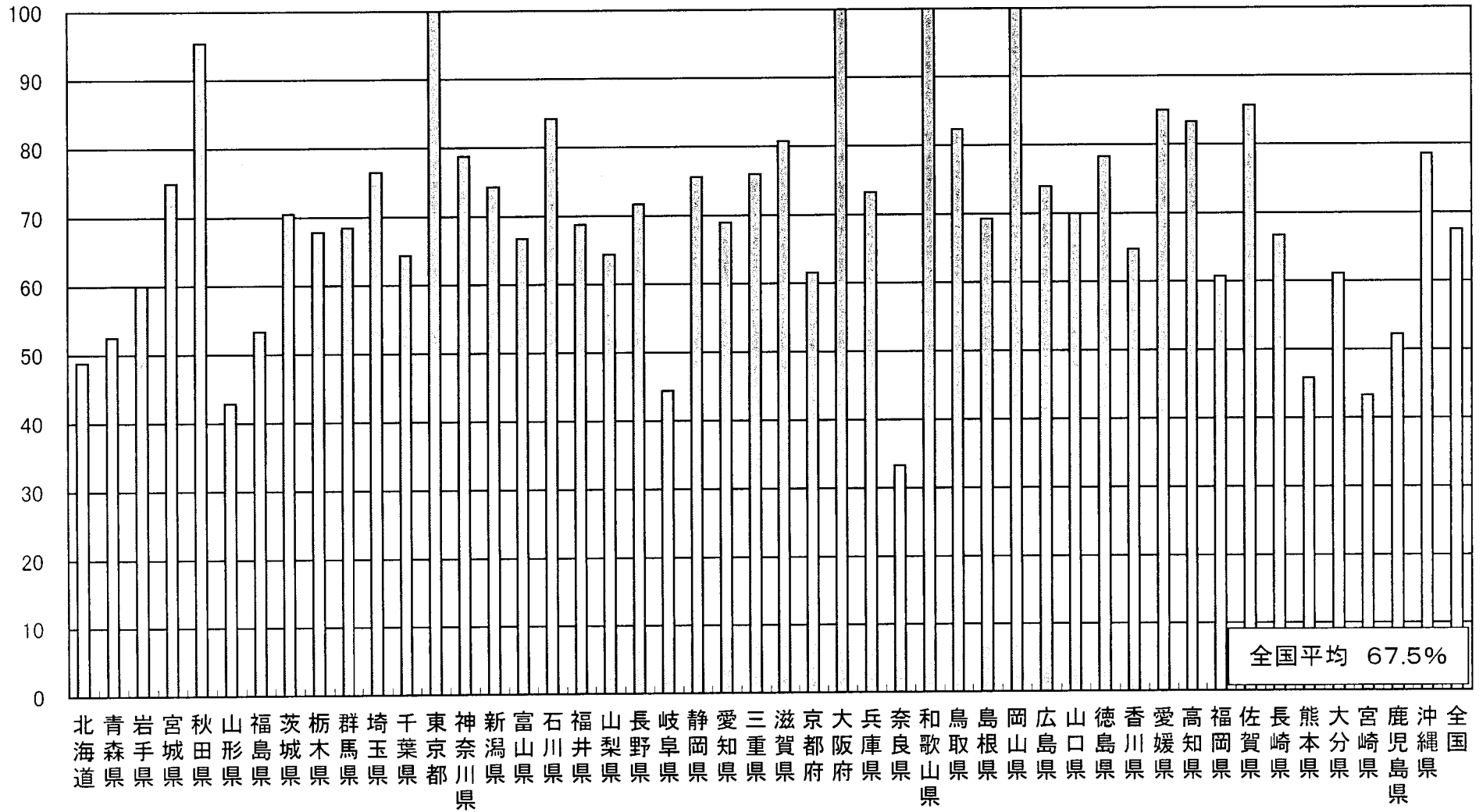
「介護給付費通知」実施保険者割合（平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果）

(%)



「医療情報との突合または縦覧点検」実施保険者割合（平成19年度 介護給付適正化推進運動実施状況調査結果）

(%)



# 国保連合会介護給付適正化システムの機能拡充の概要

【平成19年度】

(社)国民健康保険中央会



## 適正化システムの改修について

- 昨年11月に各都道府県国民健康保険団体連合会を通じて、都道府県及び保険者の要望を提出していただき、その中から開発規模、所要経費等を勘案し、実施可能なものから適正化システムの改修を行い、機能の拡充・強化を図ったところ。

## 主な改修内容

1. 全体総括表の拡充（一覧表及びグラフ機能の強化、全国及び都道府県平均値の出力機能）
2. 認定調査内容と利用サービスの妥当性の確認機能の追加
3. 選択的サービス等を受けた受給者の要支援状態の確認機能の追加
4. 個別事業所の詳細情報の把握機能の追加
5. 指導等結果の追跡確認機能の追加
6. 特定事業所の給付状況の把握機能の拡充
7. 適正化による過誤等の把握機能の拡充
8. 医療情報との突合機能の拡充  
（長寿（後期高齢者）医療及び国民健康保険の被保険者の医療情報と介護給付情報の突合）
9. 介護給付費通知の出力項目等の追加

# 適正化システムの機能拡充【1】

## 一次加工情報の確認

事業所毎の傾向を各種指標を縦覧して把握  
＜全体総括表＞

### サービス事業所

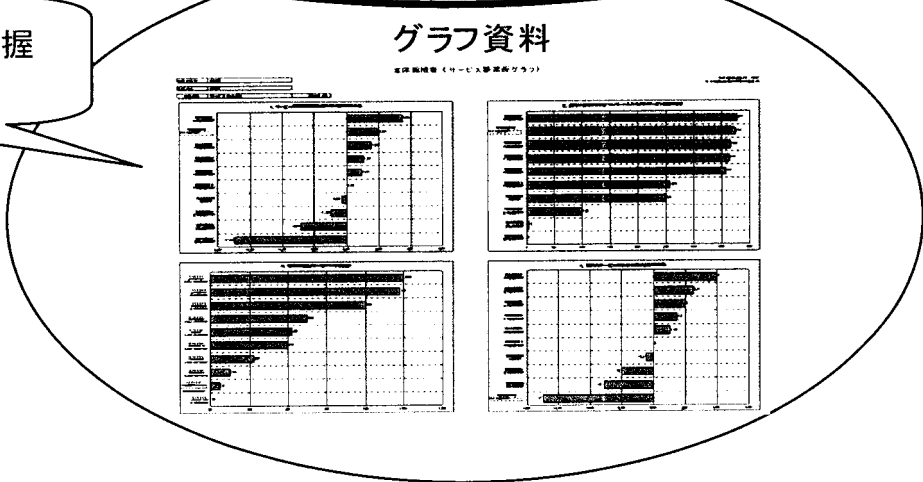
全体総括表 (サービス事業所)

### 支援事業所

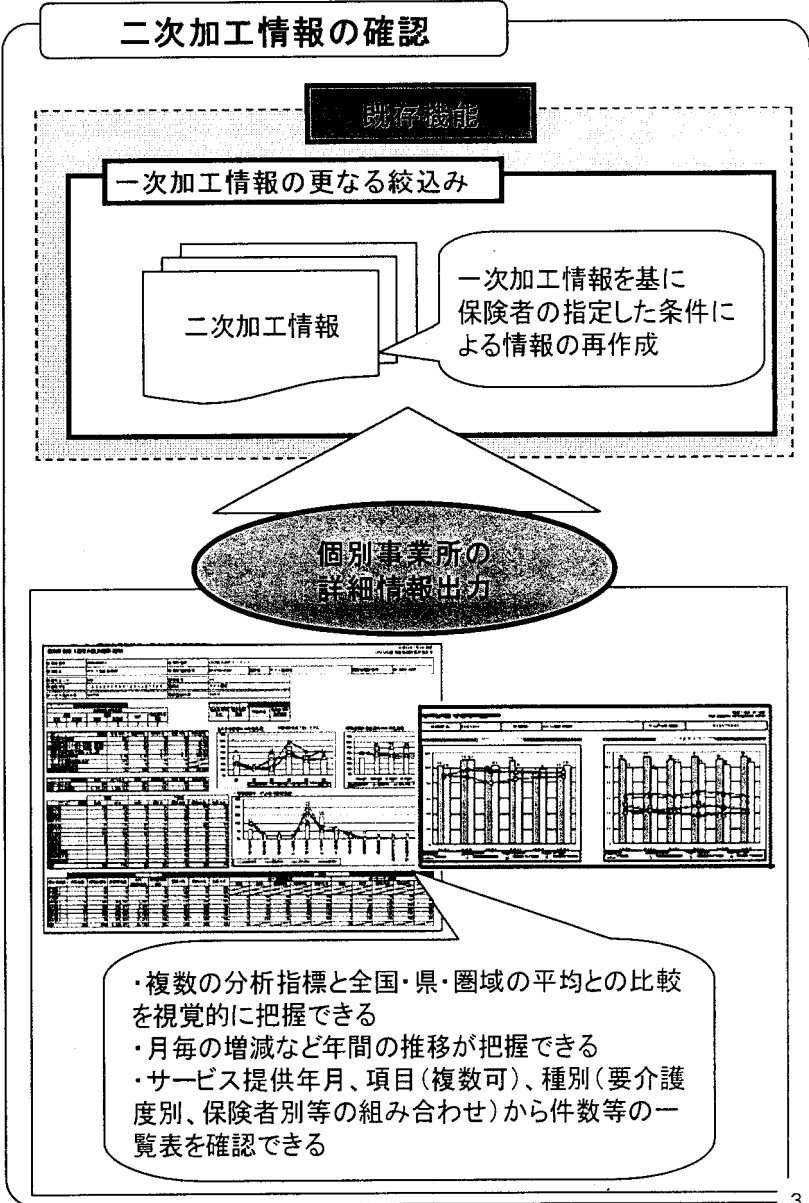
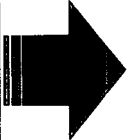
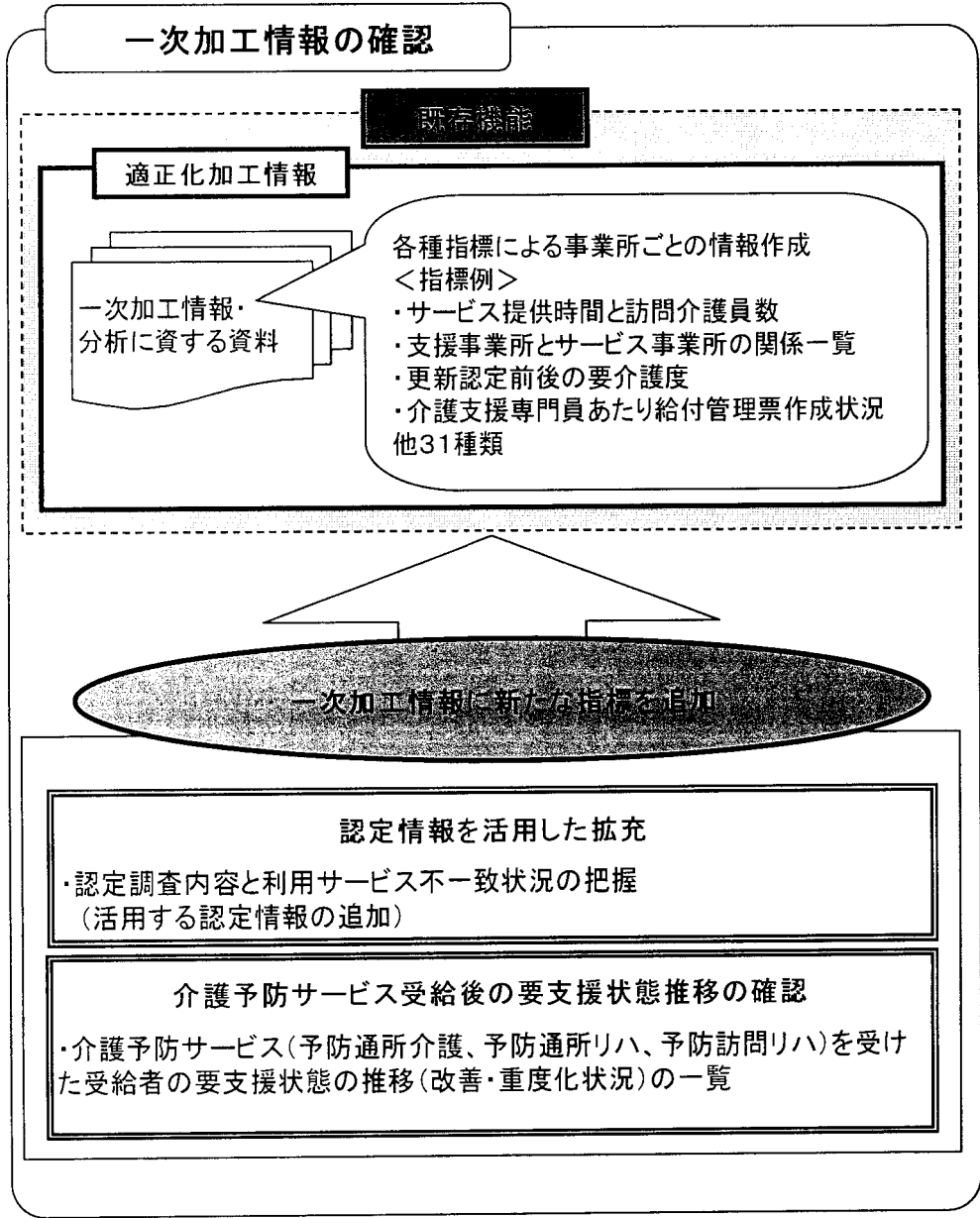
全体総括表 (支援事業所)

全体総括表およびグラフで  
各種指標の高い事業所を判別  
全国及び都道府県平均値の出力

各種指標の高い事業所を把握  
＜全体総括表(グラフ)＞



# 適正化システムの機能拡充【2】



# 適正化システムの機能拡充【3】

不正請求への確認、指導、ケアプラン手エッタ、事業所への過誤処理などを実施

事業所別指導前後の給付効果額一覧表									
事業所名	指導前	指導後	差額	指導前	指導後	差額	指導前	指導後	差額
事業所A	1000	1200	200	500	600	100	300	400	100
事業所B	800	900	100	400	500	100	200	300	100
事業所C	600	700	100	300	400	100	200	300	100
事業所D	400	500	100	200	300	100	100	200	100
事業所E	200	300	100	100	200	100	50	100	50

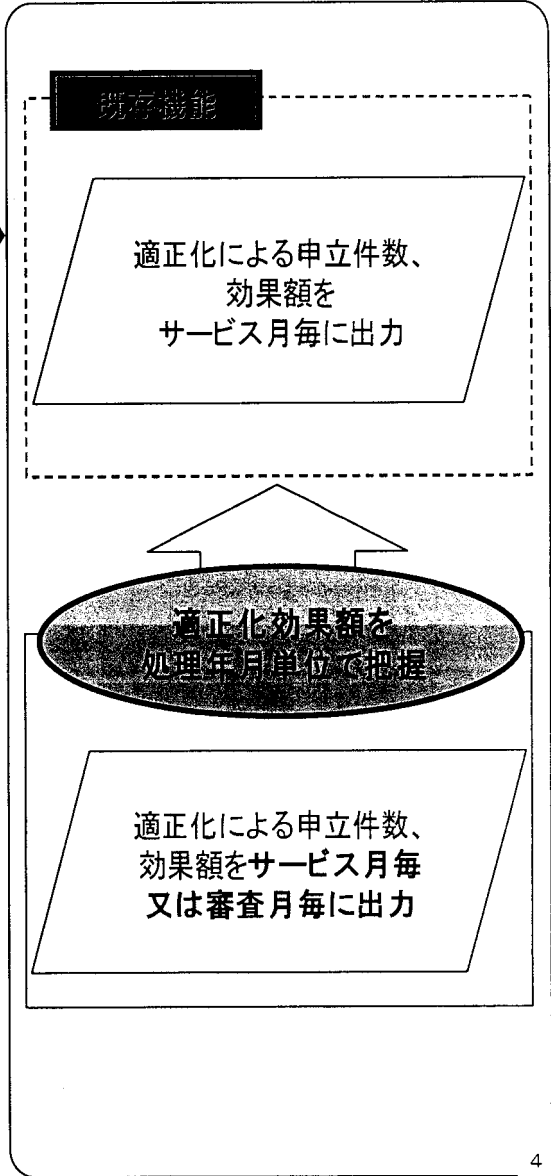
**指導前後の給付効果額の追跡  
指導前後の出力**

対象事業所について、指導前後の審査年月における費用額総計、及び、保険者・サービス種類別計を一覧表示する

事業所別サービス利用者数一覧表									
事業所名	利用者数	費用額	サービス種類	利用者数	費用額	サービス種類	利用者数	費用額	サービス種類
事業所A	10	1000	介護	12	1200	介護	10	1000	介護
事業所B	8	800	介護	9	900	介護	8	800	介護
事業所C	6	600	介護	7	700	介護	6	600	介護
事業所D	4	400	介護	5	500	介護	4	400	介護
事業所E	2	200	介護	3	300	介護	2	200	介護

**特定事業所の給付効果額の把握**

事業所・開設者別に、サービス種類別利用者数、費用額を一覧出力する



# 具体的な画面例【1】

## 全体総括表（支援事業所）

NN99年99月99日 作成

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者番号 999999  
 保険者名 A市  
 抽出条件 サービス提供年月 2008年04月

全国、都道府県内の平均値を出力

各帳票タイトルをクリックすることにより、下表の出力元帳票ファイルを開くことが可能

事業所番号	事業所名	事業所所在保険者番号	事業所所在保険者名	該当帳票数	給付費の請求状況と事業所の体制			画一的なサービス提供			サービス提供状況	支援事業所とサービス事業所の関係	
					サービス計画費 作成体制	運営基準減算状況	給付管理業務作成 状況	1種類サービス	同一近似サービス		支給限度額 一定割合	件数割合[%]	単位数割合[%]
					介護支援専門員 1人あたり枚数[枚]	運営基準減算割合 [%]	給付管理業務作成枚数 [枚]	1種類割合[%]	計画単位数割合[%]	サービス種類割合 [%]	支給限度額割合50%以上 利用者割合[%]		
	全国平均値				23	8%	28	36%	20%	19%	57%	29%	37%
	都道府県内平均値				26	7%	28	42%	18%	14%	65%	30%	30%
9900000001	A支援事業所	999999	A市	5	31		31	60%			60%	51%	32%
9900000002	B支援事業所	999999	A市	5	45	16%	30		55%	30%	75%		
9900000003	C支援事業所	999999	A市	3				56%	70%	15%		63%	30%
9900000004	D支援事業所	999999	A市	4		15%	33		20%	80%	60%		
9900000005	E支援事業所	999999	A市	5	38		32	52%			66%	72%	44%
9900000006	F支援事業所	999999	A市	7	39	30%	45	54%	61%	21%	82%	68%	32%
9900000007	G支援事業所	999999	A市	2		23%			19%	55%			
9900000008	H支援事業所	999999	A市	6	35	20%	32	60%	60%	56%		12%	64%
9900000009	I支援事業所	999999	A市	5		16%	34	75%			65%	33%	70%

同一タイミングで送付される一次加工情報において出力対象となっている各支援事業所、並びに、各出力元帳票の出力値が表示される。

国保連合会が設定した抽出条件に複数該当する場合には、複数の指標に偏りが検出されたことを意味するものであり、当該事業所に関しては、特に注意深く確認する必要があります。

# 具体的な画面例【2】

平成21年1月1日作成  
〇〇〇〇国民健康保険団体連合会

## 個別事業所（居宅介護支援事業所）

事業所番号	997000001	事業所住所	〇〇県△△市1-1-1				
事業所名	テスト支援事業所	事業所電話番号	99-9999-9999	開設者	テスト開設者	開設者電話番号	99-9999-9999
市町村コード	999	圏域番号	101				
市区町村名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	圏域名	テスト圏域				
サービス提供年月	200706	最終更新年月	200707				

介護支援専門員数					
専従		兼務		合計	支援専門員台帳
常勤	非常勤	常勤	非常勤		
7	0	1	0	8	8

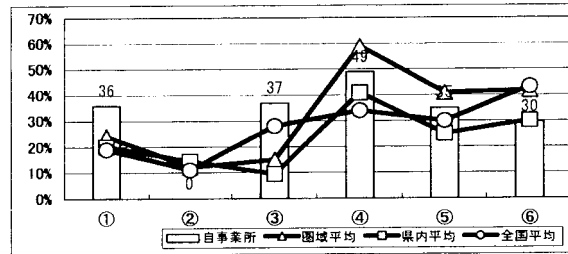
特定事業所加算	運営基準減算	取扱件数	特定事業所集中減算

	自事業所	圏域平均	県内平均	全国平均	県内順位
給付管理票枚数	282	45	59	58	1/478
支援専門員1人あたり枚数(台帳)	36	24	20	19	15/455
①支援専門員1人あたり枚数(実績)	36	24	20	19	15/455
委託元地域包括支援センター数	1	0	1.78	1.98	134/333
要介護度変更状況	0.16	0.18	0.17	0.16	197/431
サービス計画費請求件数	282	45	59	40	
運営基準減算件数	0	0	0	0	
②運営基準減算割合	0%	12%	14%	11%	10/1000

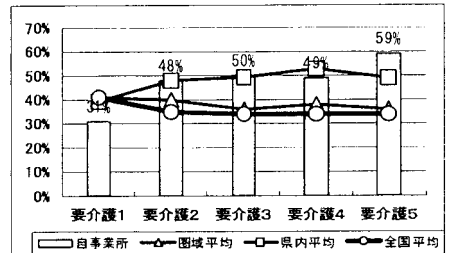
	全体	同一法人	割合	圏域平均	県内平均	全国平均
③同一法人件数	591	219	37%	15%	9%	28%
④同一法人単位数	3,130,530	1,527,452	49%	59%	41%	34%

計画サービス種類	全体		一種類				
	件数	割合	件数	⑤割合	圏域平均	県内平均	全国平均
訪問介護	120	20%	16	6%	11%	10%	12%
訪問入浴	17	3%	2	1%	0%	0%	2%
訪問看護	15	3%	1	1%	0%	0%	2%
訪問リハ	0	0%	0	0%	0%	0%	2%
通所介護	81	14%	25	9%	15%	22%	18%
通所リハ	144	24%	39	14%	8%	5%	5%
福祉貸与	153	26%	14	5%	7%	4%	6%
短期生活	19	3%	1	1%	1%	2%	3%
短期老健	47	8%	1	1%	1%	0%	0%
短期医療	0	0%	0	0%	1%	0%	0%
認知症型短期	0	0%	0	0%	0%	0%	0%
夜間訪問介護	0	0%	0	0%	0%	0%	0%
認知症型通所	0	0%	0	0%	0%	1%	0%
合計	596	100%	99	35%	41%	25%	30%

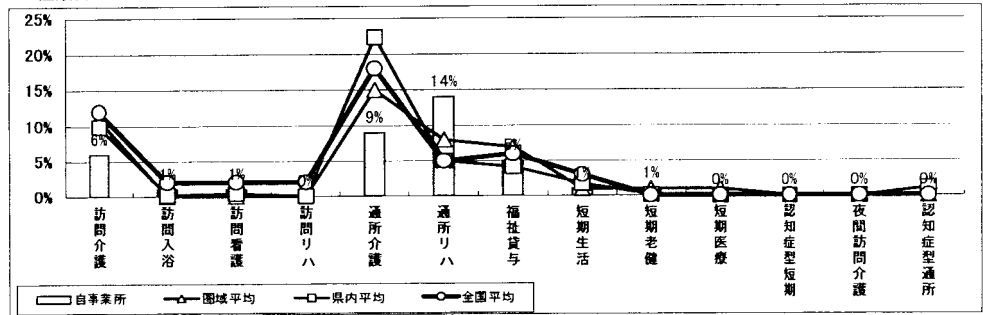
主な分析指標の平均値比較 ※①の単位は「枚」とする。



利用者要介護度割合の平均値比較



一種類計画サービスの平均値比較



支給限度額割合								同一・近似計画状況										
要介護状態	利用者数	利用者割合	計画単位数	平均計画単位数	⑥支給限度割合	圏域平均	県内平均	全国平均	同一計画単位数				同一サービス種類					
									枚数	割合	圏域平均	県内平均	全国平均	枚数	割合	圏域平均	県内平均	全国平均
要支援1	0	0%	0	0	0%	50%	0%	62%	0	0%	0%	0%	18%	0	0%	0%	0%	14%
要支援2	0	0%	0	0	0%	40%	0%	66%	2	3%	10%	11%	10%	6	10%	10%	11%	16%
要支援3	0	0%	0	0	0%	54%	2%	40%	3	3%	8%	9%	10%	8	8%	12%	13%	18%
要介護1	58	21%	301,496	5,198	31%	41%	39%	41%	2	3%	6%	7%	11%	10	16%	14%	15%	19%
要介護2	98	35%	915,457	9,341	48%	40%	48%	35%	3	3%	8%	9%	10%	8	8%	12%	13%	18%
要介護3	62	22%	824,599	13,300	50%	36%	49%	34%	2	3%	6%	7%	11%	10	16%	14%	15%	19%
要介護4	41	15%	619,932	15,120	49%	38%	53%	34%	0	0%	4%	5%	14%	7	17%	16%	17%	19%
要介護5	23	8%	487,983	21,217	59%	36%	49%	34%	3	13%	2%	3%	16%	4	17%	18%	19%	20%
合計	282	100%	3,149,467	64,176	30%	42%	30%	43%	10					35				

# 2種類の介護給付費通知

## 介護給付費通知書

〒123-45XX  
〇〇県××市××× 1-2-3

か行 知  
介護 太郎 様

被保険者番号 000000001

あなたの 平成 18 年 10 月 ~ 平成 19 年 1 月における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

〒123-45XX  
〇〇県××市〇〇〇 1-2-3

××市 介護保険課

電話番号 XXX (XXX) XXXX

FAX (〇〇) ××××-〇〇〇〇

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

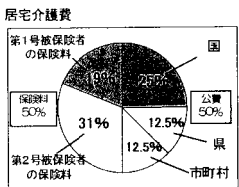
サービス月	サービス事業所	サービス種類 /サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)
平成18年 10月	福祉施設事業所	介護福祉施設	30	18,210	182,100
	福祉施設事業所	特定入所者介護		29,100	51,000
		計		47,310	233,100
平成18年 11月	訪問介護事業所	訪問介護	30	6,930	69,300
	訪問介護事業所	福祉用具貸与	30	24,000	240,000
		計		30,930	309,300

※サービス費用合計額は、あなたが介護サービスを受けたときにお支払いになった金額を含む総額を記載しています。今月（平成20年4月）の「いきいき教室」は以下の日時・場所で行いますので奮ってご参加ください。  
日時：4月24日（木）午前10時から2時間程度 場所：〇▲公民館

### 介護保険料のしくみ

介護保険は、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用の50%を保険料、残り50%を公費（税金）でまかなう制度となっています。

介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



\*施設給付費では、公費の内訳が、国20%、県17.5%、市町村12.5%の負担となっています。

従前のサービスコード単位での出力、サービス種類単位に集約した出力を選択することが可能。

○左のパターン  
受給者本人（高齢者）に通知するものであるため、できるだけ項目を減らし見やすいものにした。

○右のパターン  
逆に、詳細な内容を通知したいという保険者もあるため、右のパターンも作成できるようにした。

見やすい通知にすることにより、受給者本人（高齢者）や家族が、通知どおりのサービスを受けたかどうか、給付費についてこれだけ給付されているという意識を持ってもらうことにより予防的な効果が期待できる。

明細レコード

集計レコード

合計レコード

保険者の希望により日本語100文字以内で任意の文言を出力することが可能（出力しない場合は空白）。

保険者の希望により介護保険料のしくみの説明・グラフを出力することが可能。

## 介護給付費通知書

〒123-45XX  
〇〇県××市××× 1-2-3

か行 知  
介護 太郎 様

被保険者番号： 000000001

あなたの 平成 18 年 10 月 ~ 平成 19 年 1 月における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

〒123-45XX  
〇〇県××市〇〇〇 1-2-3

××市 介護保険課

電話番号 XXX (XXX) XXXX

FAX (〇〇) ××××-〇〇〇〇

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

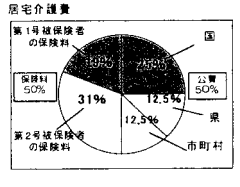
サービス月	サービス事業所	サービス種類 /サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)
平成18年 10月	福祉施設事業所	福祉施設1	30		
	福祉施設事業所	福祉施設初期加算	30		
	福祉施設事業所	介護福祉施設	30	18,210	182,100
	福祉施設事業所	福祉施設食費	30		
	福祉施設事業所	福祉施設多床室	30		
	福祉施設事業所	特定入所者介護		29,100	51,000
		計		47,310	233,100
平成18年 11月	訪問介護事業所	身体介護1	30		
	訪問介護事業所	訪問介護	30	6,930	69,300
	訪問介護事業所	車いす貸与	30		
	訪問介護事業所	福祉用具貸与	30	24,000	240,000
		計		30,930	309,300

※サービス費用合計額は、あなたが介護サービスを受けたときにお支払いになった金額を含む総額を記載しています。今月（平成20年4月）の「いきいき教室」は以下の日時・場所で行いますので奮ってご参加ください。  
日時：4月24日（木）午前10時から2時間程度 場所：〇▲公民館

### 介護保険料のしくみ

介護保険は、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用の50%を保険料、残り50%を公費（税金）でまかなう制度となっています。

介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



\*施設給付費では、公費の内訳が、国20%、県17.5%、市町村12.5%の負担となっています。

# 平成18年度の介護保険事業の状況

(平成18年度介護保険事業状況報告(年報)のポイント)

厚生労働省老健局



# 平成18年度介護保険事業状況報告(年報)のポイント

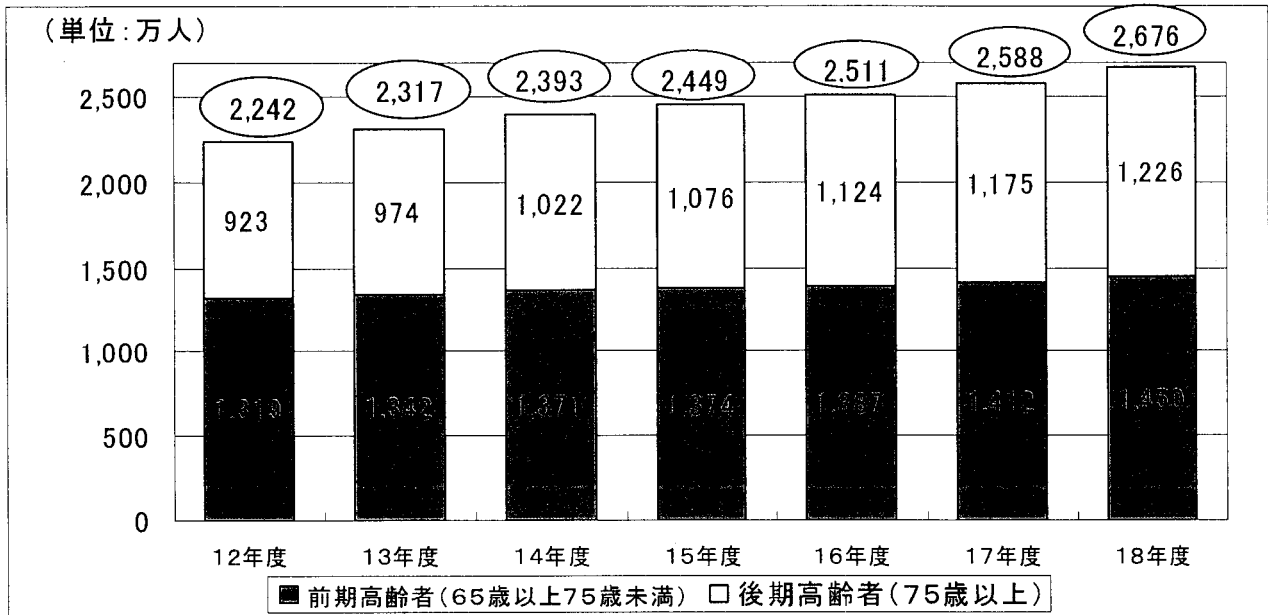
## 1 第1号被保険者数

(18年3月末現在)

2,588万人

(19年3月末現在)

⇒ 2,676万人(対前年度89万人増、3.4%増)



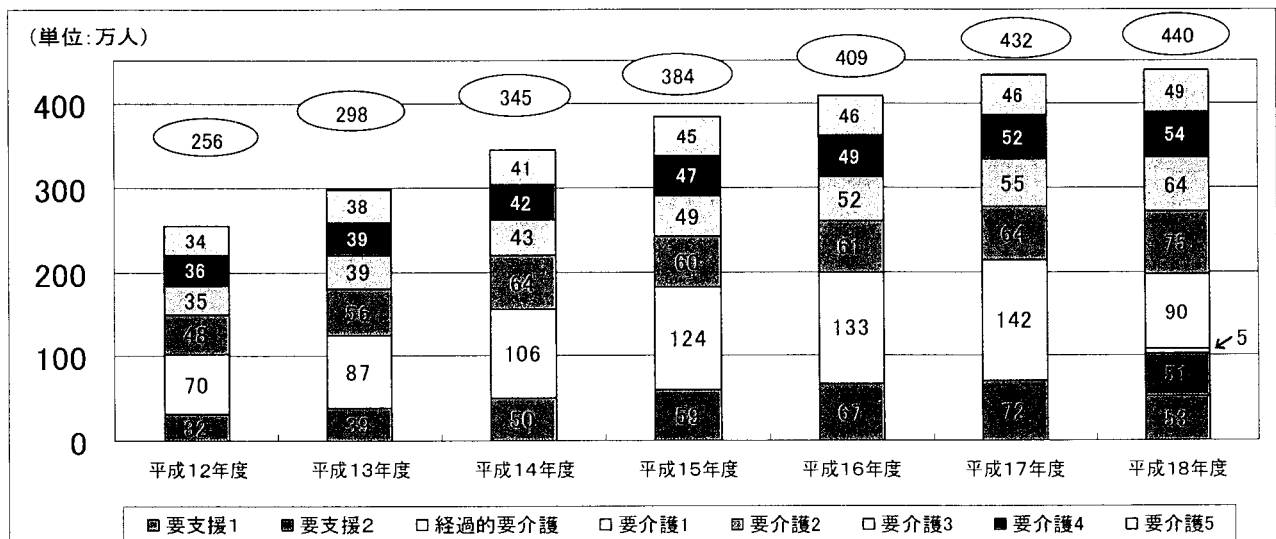
## 2 要介護(要支援)認定者数

(18年3月末現在)

432万人

(19年3月末現在)

⇒ 440万人(対前年度8万人増、1.8%増)



### 3 第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合（認定率）

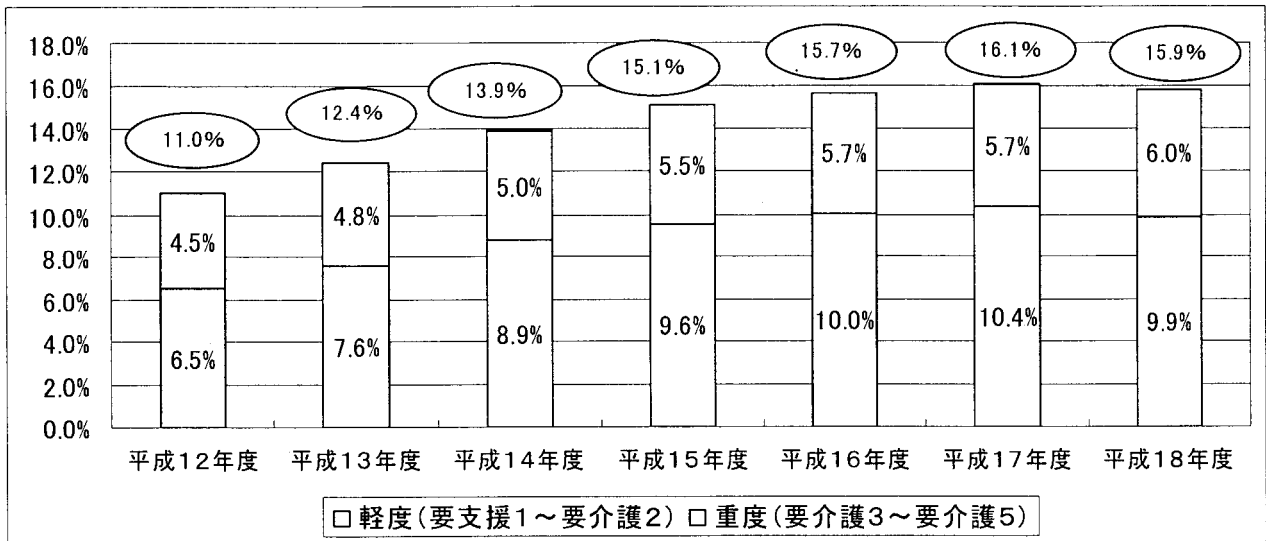
(18年3月末現在)

(19年3月末現在)

16.1%

⇒

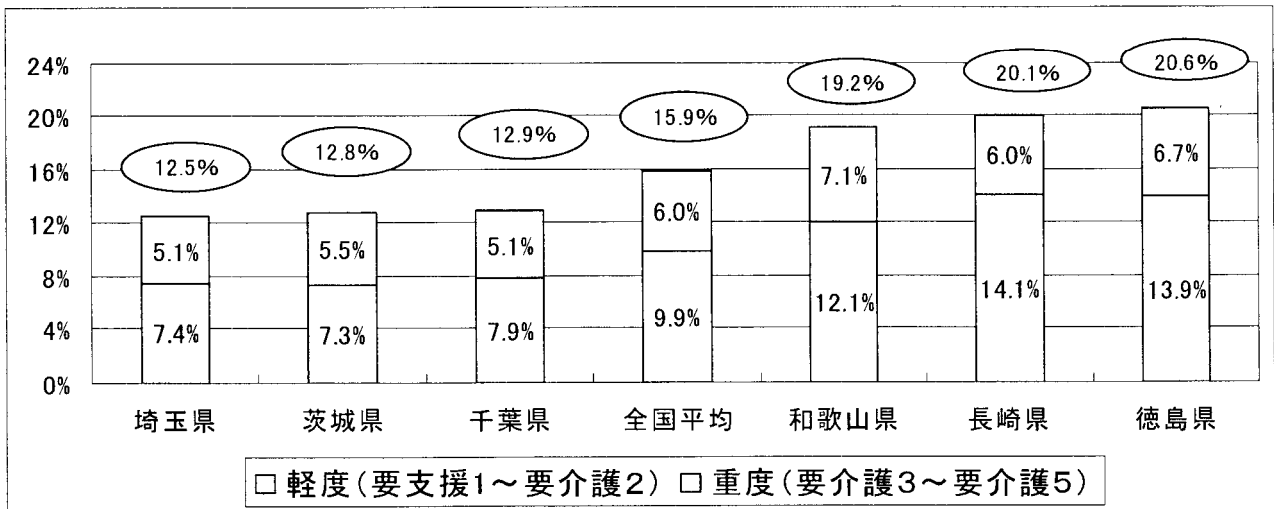
15.9%(対前年度比0.2%減)



(注) 平成12~17年度は、軽度（要支援~要介護2）。

※要介護度が軽度(要支援1~要介護2)の認定率は、約2倍の地域格差。

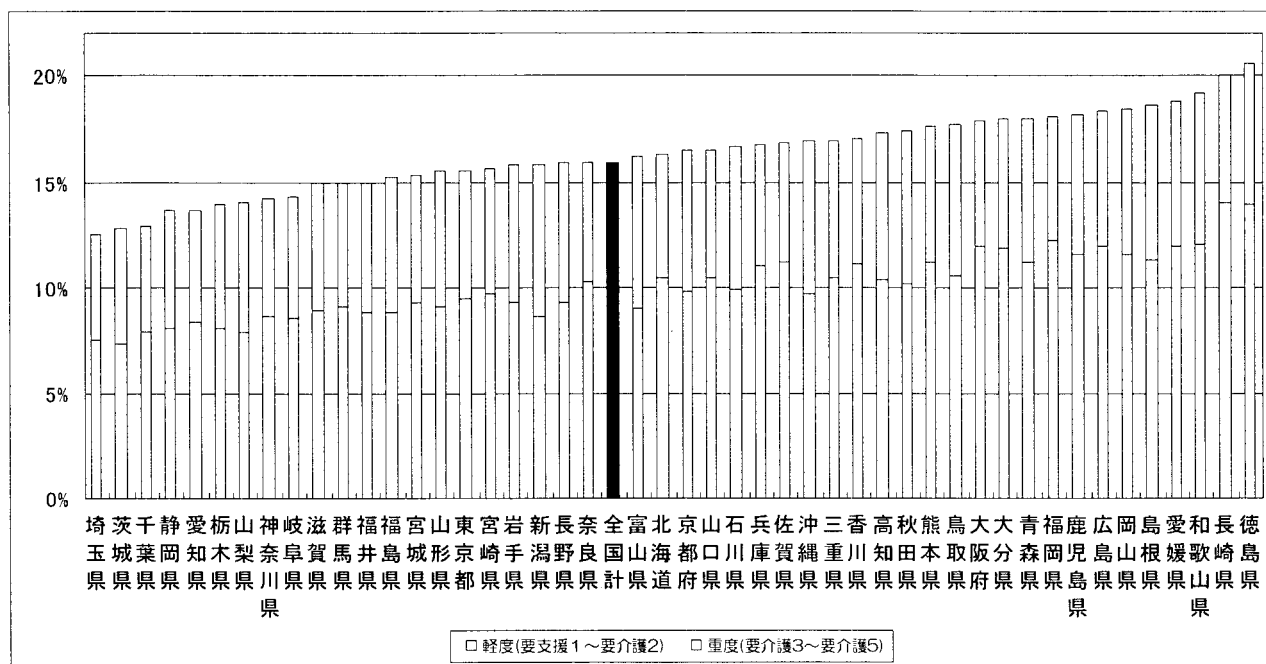
(茨城県は7.3%、長崎県は14.1%)



(注) 平成12~17年度は、軽度（要支援~要介護2）。

都道府県別第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合

(軽度(要支援1～要介護2)、重度(要介護3～要介護5))



4 サービス受給者数

〔17年度(1ヶ月平均)〕

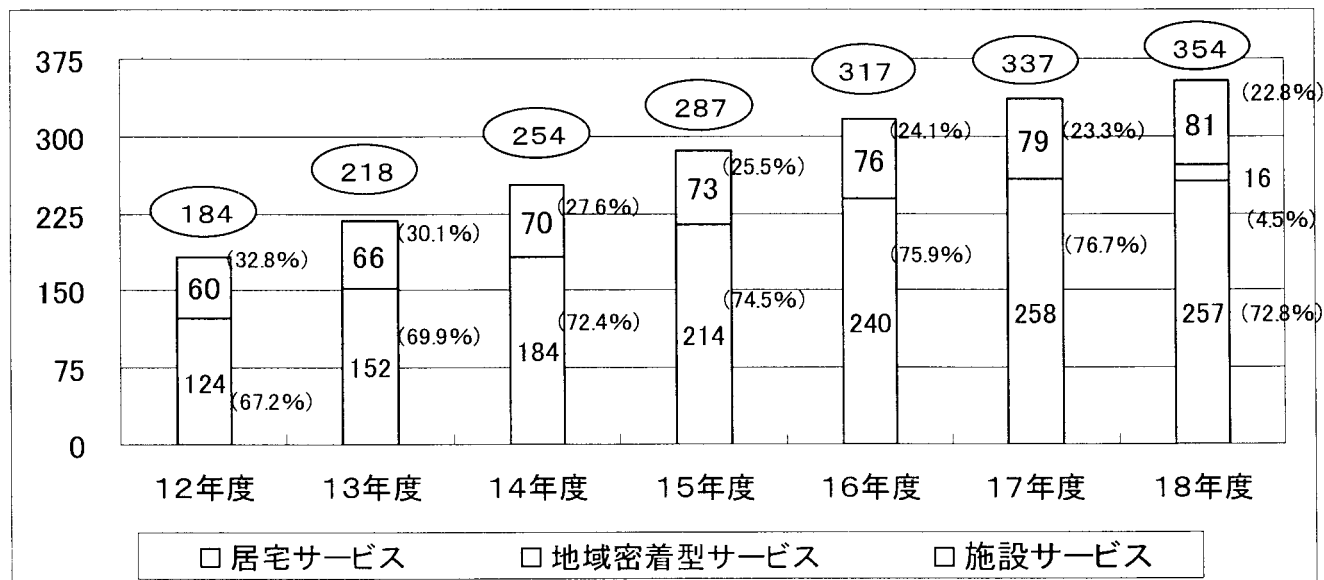
〔18年度(1ヶ月平均)〕

337万人

⇒

354万人(対前年度17万人増、4.9%増)

(単位:万人)



(注) 各年度とも3月から2月サービス分の平均

(但し、12年度については、4月から2月サービス分の平均。また18年度のうち地域密着型サービスについては、4月から2月サービス分の平均。)

## 5 保険給付（介護給付・予防給付）

### （1）費用額

（17年度累計） （18年度累計）

6兆3,957億円 ⇒ 6兆4,513億円(対前年度556億円増、0.9%増)

※特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含む。

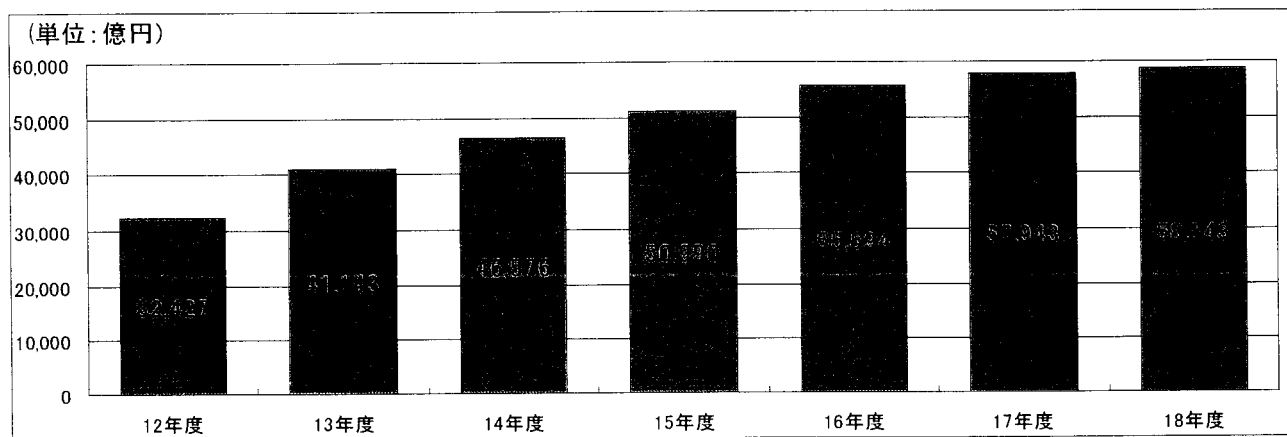
### （2）給付費(利用者負担を除いた額)

（17年度累計） （18年度累計）

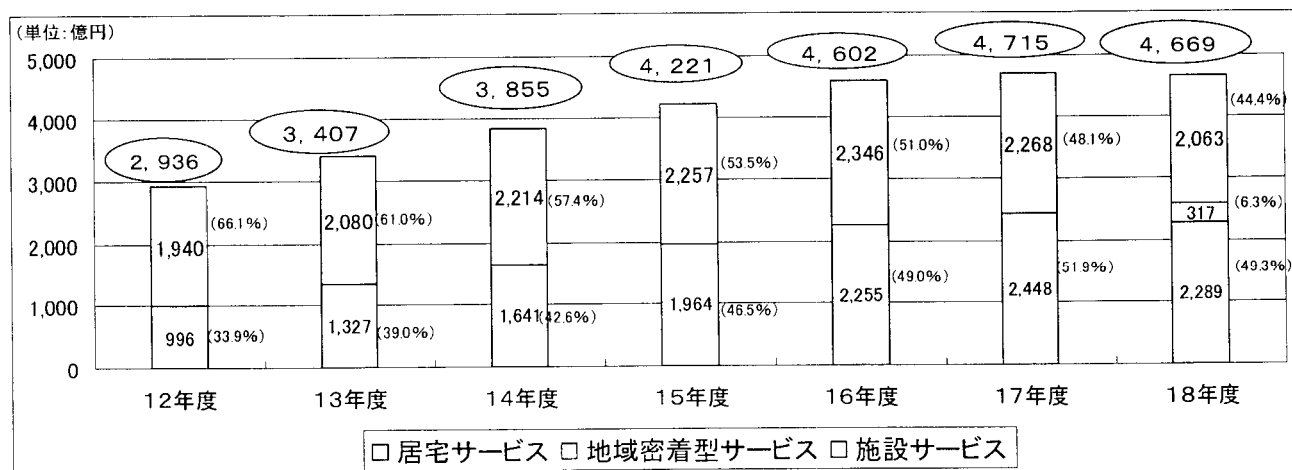
5兆7,943億円 ⇒ 5兆8,743億円(対前年度800億円増、1.4%増)

※特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含む。

### （参考1）年度別給付費の推移



### （参考2）年度別給付費（居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス）の推移（1ヶ月平均）



(注1) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含まない。

(注2) 各年度とも3月から2月サービス分の平均

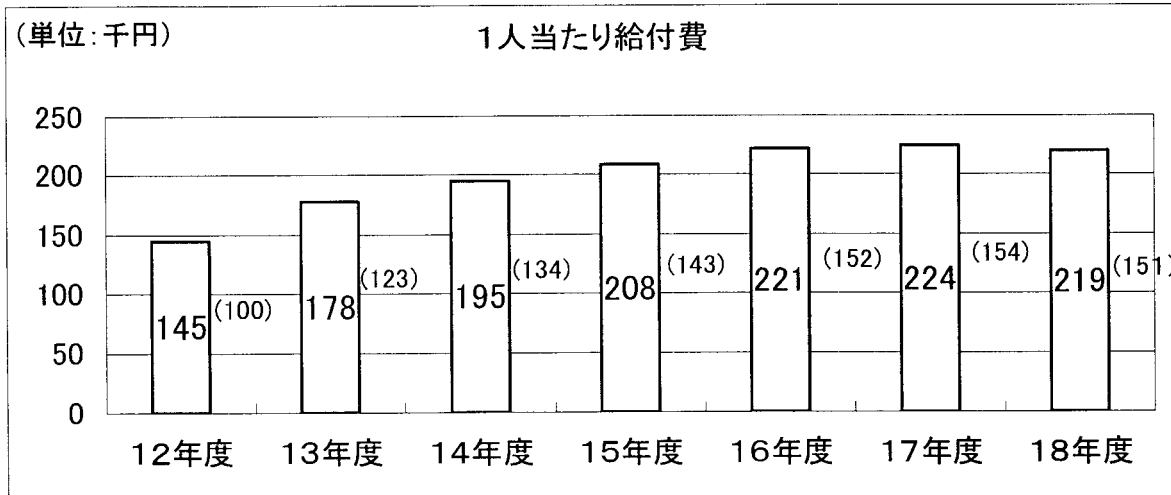
(但し、12年度については、4月から2月サービス分の平均。また18年度のうち地域密着型サービスについては、4月から2月サービス分の平均。)

6 第1号被保険者1人あたり給付費（介護給付・予防給付）

(17年度)

(18年度)

224千円 ⇒ 219千円(対前年度5千円減、2.2%減)



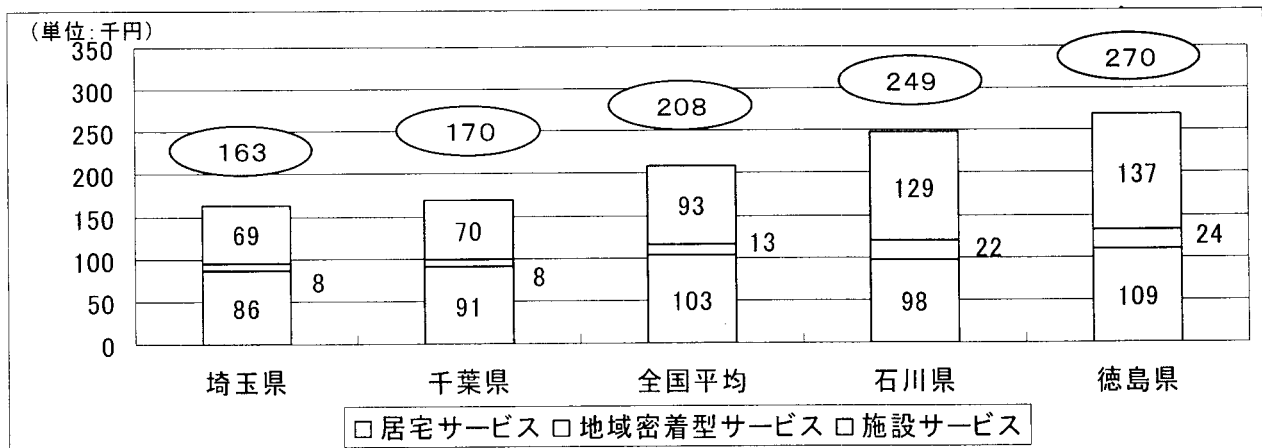
(注1) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含む。

(注2) ( ) 内の数値は12年度を100とした場合の指数。

(参考1)

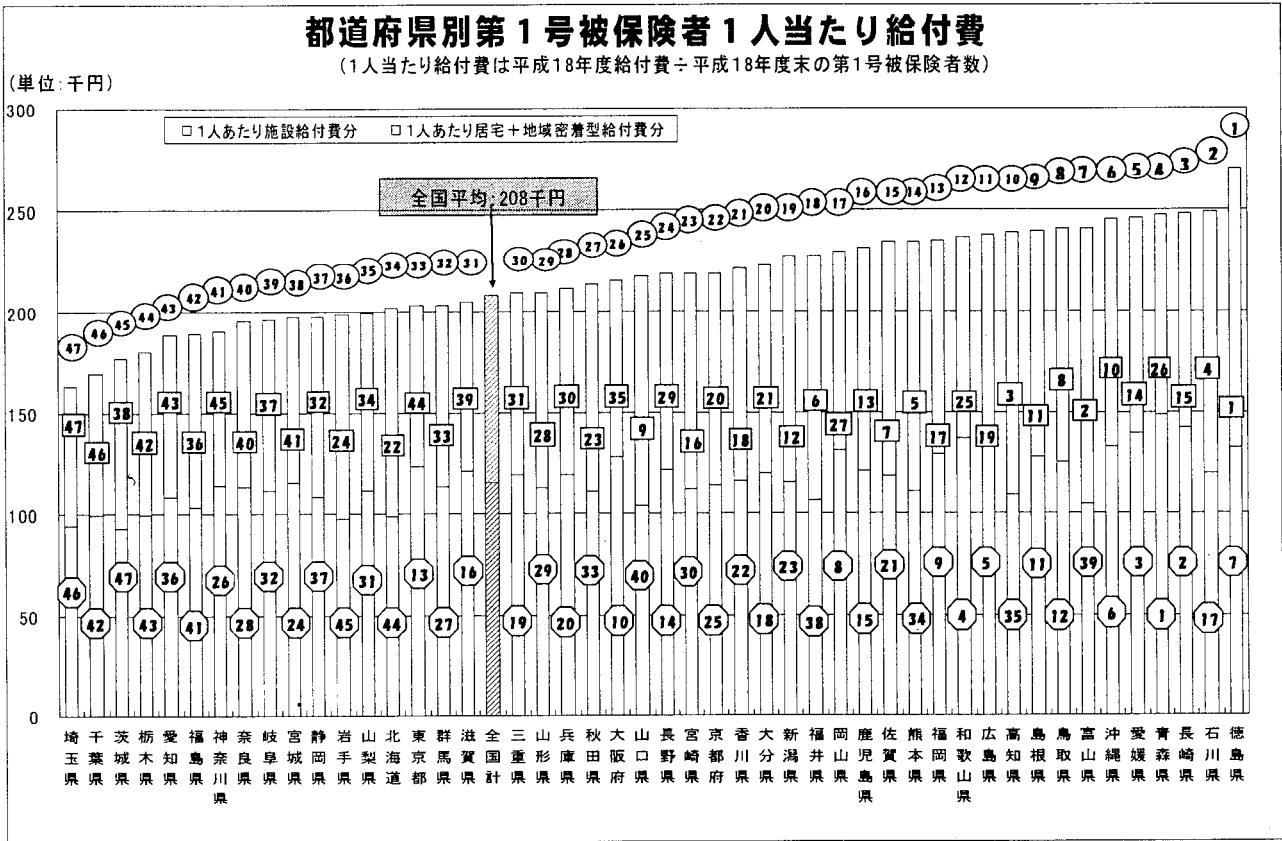
※第1号被保険者1人あたりの給付費は、約1.7倍の地域格差。

(埼玉県は約16万円、徳島県は約27万円)



(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含まない。

(参考2)



(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含まない。

7 第1号被保険者の保険料収納額(現年度分)

(17年度分) (18年度分)  
 9,769億円 ⇒ 1兆2,554億円(対前年度2,785億円増、28.5%増)

・収納率

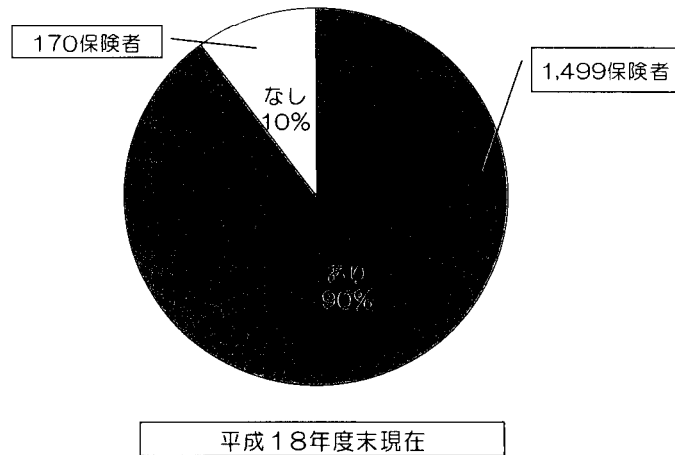
(17年度分) (18年度分)  
 98.2%(90.0%) ⇒ 98.2%(89.2%)(対前年度比 ±0%(0.8%減))  
 ※( )内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

・収納率が100%の保険者は34保険者(全保険者に占める割合は2.0%)

8 介護給付費準備基金の積立状況

	(17年度末現在)	(18年度末現在)	(前年度との比較)
積立金を保有している保険者 (全保険者に占める割合)	1,401保険者 (83%)	1,499保険者 (90%)	98保険者増 (7%増)
積立金額	1,663億円	2,140億円	477億円増

《介護給付費準備基金に積立金を保有している保険者の割合》



(参考) 財政安定化基金の貸付状況

	(17年度末現在)	(18年度末現在)	(前年度との比較)
貸付金額	794億円	802億円	8億円増
既償還金額	264億円	432億円	168億円増
貸付残額	531億円	370億円	161億円減

## 平成18年度介護保険事業状況報告（年報）の概要

## 1. 一般状況

## (1) 第1号被保険者のいる世帯数

第1号被保険者のいる世帯数は、平成18年度末現在（平成19年3月末。以下同じ。）で1,915万世帯となっている。前年度末現在（1,854万世帯）に比べ61万世帯（3.3%）増となっている。

## (2) 第1号被保険者数

第1号被保険者数は、平成18年度末現在で2,676万人となっている。そのうち、前期高齢者（65歳以上75歳未満）は、1,450万人、後期高齢者（75歳以上）は、1,226万人で第1号被保険者に占める割合は、それぞれ54.2%、45.8%となる。（1表）

前年度末現在に比べ前期高齢者38万人（2.7%）増、後期高齢者51万人（4.3%）増、計89万人（3.4%）増となっている。

1表 第1号被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
65～75歳未満	13,192	13,424	13,709	13,736	13,871	14,125	14,501
75歳以上	9,231	9,744	10,225	10,758	11,240	11,753	12,262
計	22,422	23,168	23,934	24,494	25,111	25,878	26,763

## (3) 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者（以下「認定者」という。）数は、平成18年度末で440万人。うち第1号被保険者425万人、第2号被保険者15万人となっている。（2表）

前年度に比べ第1号被保険者8万人（1.8%）増、第2号被保険者0.2万人（1.3%）増となっている。

認定を受けた第1号被保険者のうち前期高齢者は66万人、後期高齢者は359万人で第1号被保険者に占める割合は、それぞれ15.5%、84.5%となっている。

認定者を要介護度別にみると、要支援1：53万人、要支援2：51万人、経過的要介護：5万人、要介護1：90万人、要介護2：75万人、要介護3：64万人、要介護4：54万人、要介護5：49万人となっており、要介護度が軽度（要支援1～要介護2）の認定者が約61.9%を占めている。

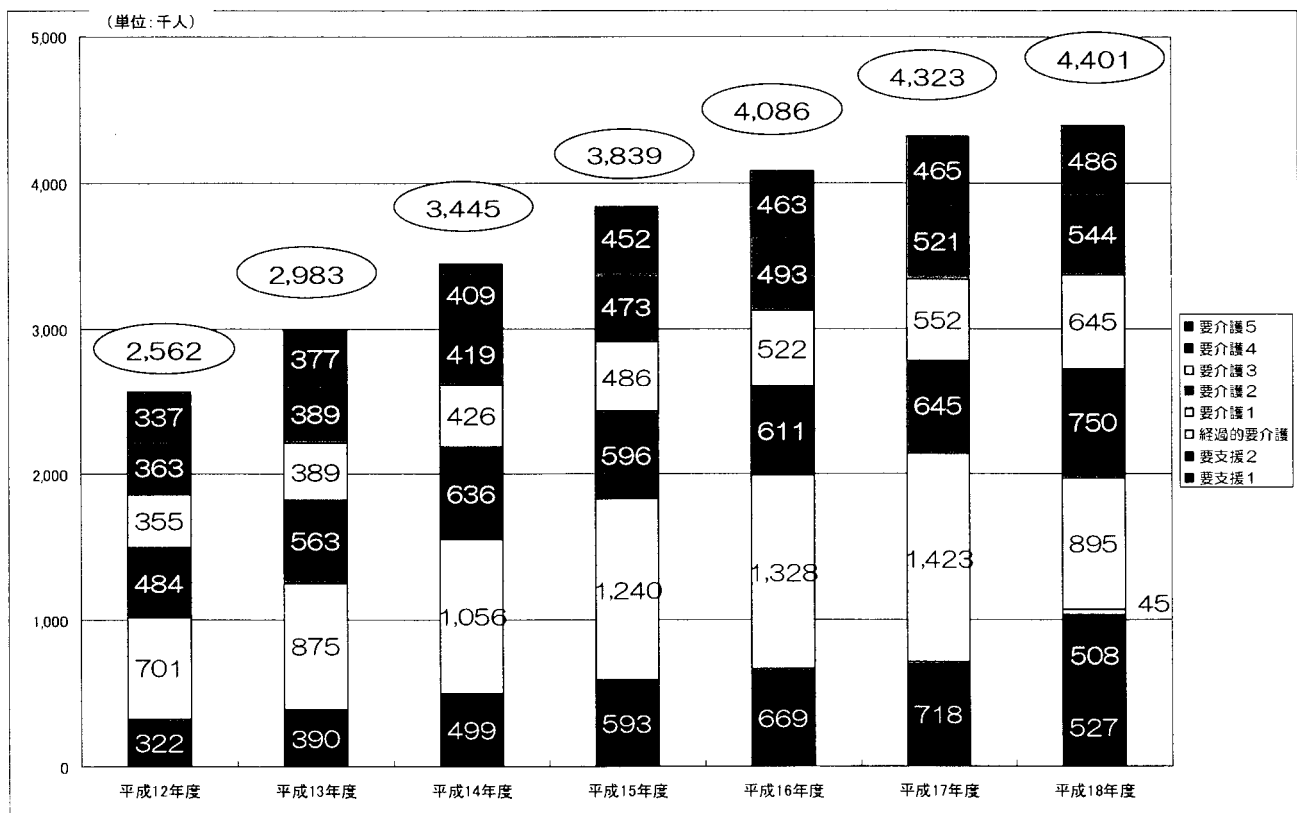


2表 認定者数(18年度末現在)

(単位:千人)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	519	490	45	869	717	620	526	467	4,251
65歳～75歳未満	87	87	7	132	118	93	72	66	661
75歳以上	432	403	38	737	598	527	454	401	3,590
第2号被保険者	9	18	1	27	33	25	18	20	150
総数	527	508	45	895	750	645	544	486	4,401
構成比	12.0%	11.5%	1.0%	20.3%	17.0%	14.6%	12.4%	11.1%	100.0%

図1 認定者数(年度末現在の推移)



※■は、平成12～17年度は「要支援」、平成18年度は「要支援1」。

#### (4) 第1号被保険者に占める認定者の割合

第1号被保険者に占める認定者の割合(18年度末現在)は、全国平均で15.9%となっており、地域別には、徳島県、長崎県、和歌山県などが高く、埼玉県、千葉県、茨城県などが低くなっている。(3表)

また、要介護度が軽度(要支援1～要介護2)の認定率は、地域格差が大きいところでは、約2倍の格差があるが、重度(要介護3～5)では、大きな格差はない(図2)。

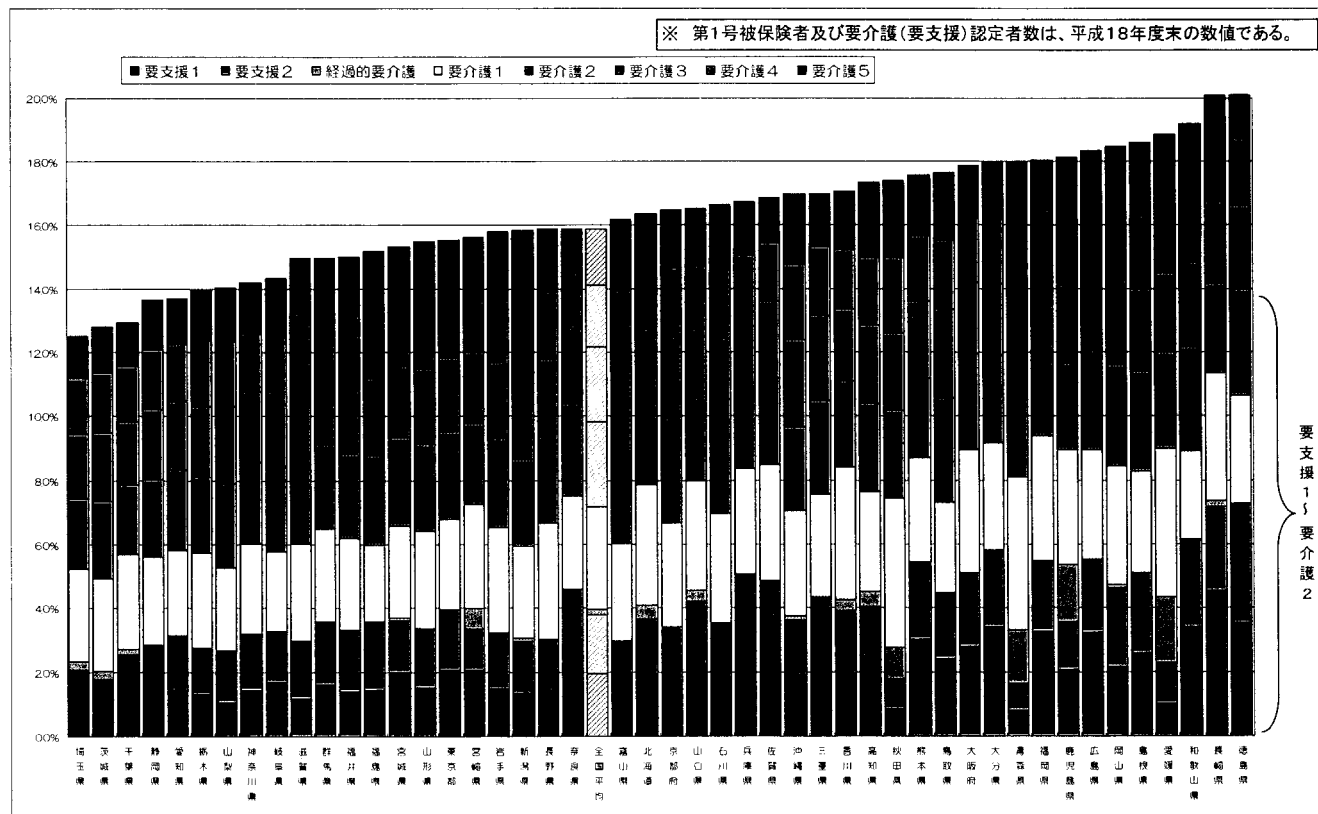
なお、認定者の割合は前年度(16.1%)に比べ全国平均で0.2%の減である。

3表 都道府県別第1号被保険者に占める認定者数(第1号被保険者)の割合(18年度末現在)

(単位:千人)

都道府県	認定者数	被保険者数	認定率	都道府県	認定者数	被保険者数	認定率	都道府県	認定者数	被保険者数	認定率
全国計	4,251	26,763	15.9%	富山県	43	267	16.2%	島根県	38	204	18.6%
北海道	204	1,248	16.3%	石川県	42	254	16.7%	岡山県	83	452	18.5%
青森県	61	337	18.0%	福井県	29	190	15.0%	広島県	115	626	18.4%
岩手県	55	348	15.8%	山梨県	28	200	14.0%	山口県	64	386	16.5%
宮城県	74	485	15.3%	長野県	85	538	15.9%	徳島県	41	201	20.6%
秋田県	55	314	17.4%	岐阜県	66	462	14.3%	香川県	41	242	17.1%
山形県	49	314	15.5%	静岡県	112	817	13.7%	愛媛県	68	363	18.8%
福島県	74	484	15.2%	愛知県	181	1,324	13.7%	高知県	36	210	17.4%
茨城県	77	604	12.8%	三重県	71	417	17.0%	福岡県	187	1,034	18.1%
栃木県	57	406	14.0%	滋賀県	39	262	15.0%	佐賀県	34	200	16.9%
群馬県	65	434	15.0%	京都府	92	556	16.5%	長崎県	72	358	20.1%
埼玉県	155	1,242	12.5%	大阪府	310	1,733	17.9%	熊本県	78	446	17.6%
千葉県	146	1,128	12.9%	兵庫県	194	1,164	16.7%	大分県	54	302	18.0%
東京都	369	2,376	15.5%	奈良県	48	301	15.9%	宮崎県	44	280	15.6%
神奈川県	225	1,580	14.2%	和歌山県	50	260	19.2%	鹿児島県	80	443	18.1%
新潟県	94	596	15.8%	鳥取県	26	149	17.7%	沖縄県	38	226	17.0%

図2 第1号被保険者に対する認定者数の割合



(5)居宅介護（介護予防）サービス受給者数

居宅介護（介護予防）サービス受給者数（以下「居宅サービス受給者」という。）は、平成 18年度累計（※平成 18年 3 月から平成 19年 2 月）で総数3,087万人（延人月。以下同じ。）、うち第 1 号被保険者数は2,975万人、第 2 号被保険者数は1 1 3万人となっている。1 ヶ月当たり平均でみると総数で257万人となり、前年度(258万人)に比べ1万人減となっている。

要介護度別では、制度改正前（平成 18 年3月分）では、要支援：47万人、要介護1：104万人、要介護2：45万人、要介護3：32万人、要介護4：22万人、要介護5：14万人となっており、制度改正後（平成 18 年 4 月から平成 19 年 2 月）では、要支援1：196万人、要支援2：199万人、経過的要介護：251万人、要介護1：887万人、要介護2：520万人、要介護3：366万人、要介護4：242万人、要介護5：161万人となっている。

構成比をみると要介護1が最も多く、制度改正前で39.4%、制度改正後で31.4%となっている。（4-1表、4-2表）

※介護保険制度のサービス給付（受給者数及び保険給付）は、3月から翌年2月を年度単位としている。

4表 居宅サービス受給者数

4-1表 居宅サービス受給者数(平成18年3月分) (単位:千人)

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	465	1,008	428	303	209	136	2,548
第2号被保険者	6	34	21	14	10	9	95
総 数	471	1,041	449	318	219	144	2,643
構成比	17.8%	39.4%	17.0%	12.0%	8.3%	5.5%	100.0%

4-2表 居宅サービス受給者数(平成18年4月～平成19年2月分) (単位:千人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,929	1,931	2,483	8,603	4,946	3,487	2,306	1,513	27,197
第2号被保険者	27	64	31	272	253	174	116	99	1,034
総 数	1,956	1,994	2,514	8,874	5,198	3,660	2,421	1,612	28,231
構成比	6.9%	7.1%	8.9%	31.4%	18.4%	13.0%	8.6%	5.7%	100.0%

図3 居宅サービス受給者数(平成18年4月～平成19年2月分)の割合(第1号被保険者、第2号被保険者別)

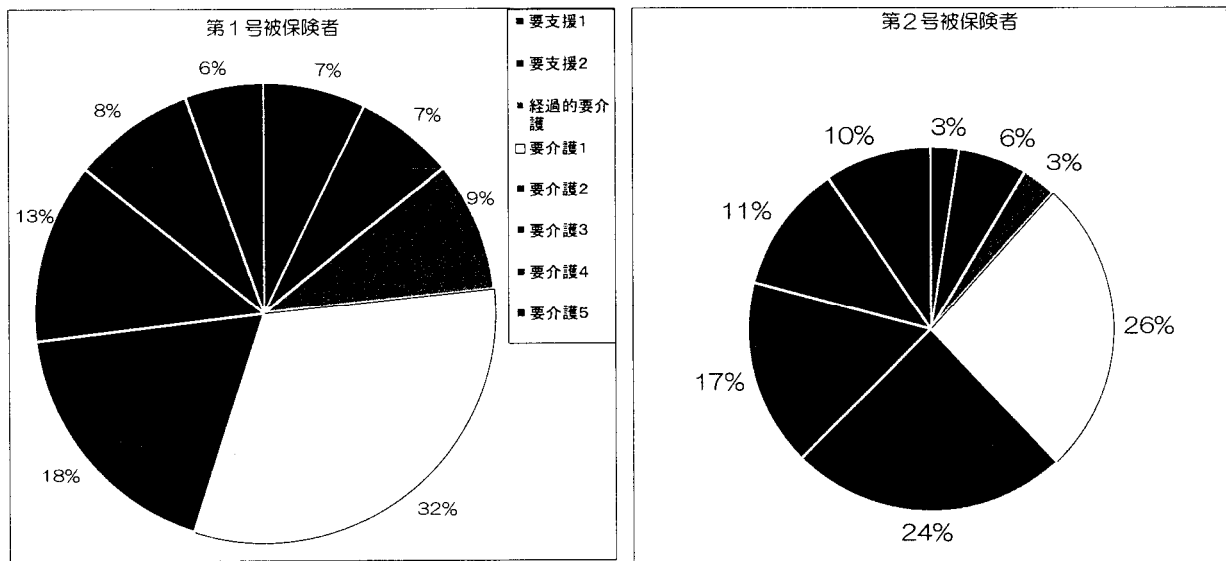
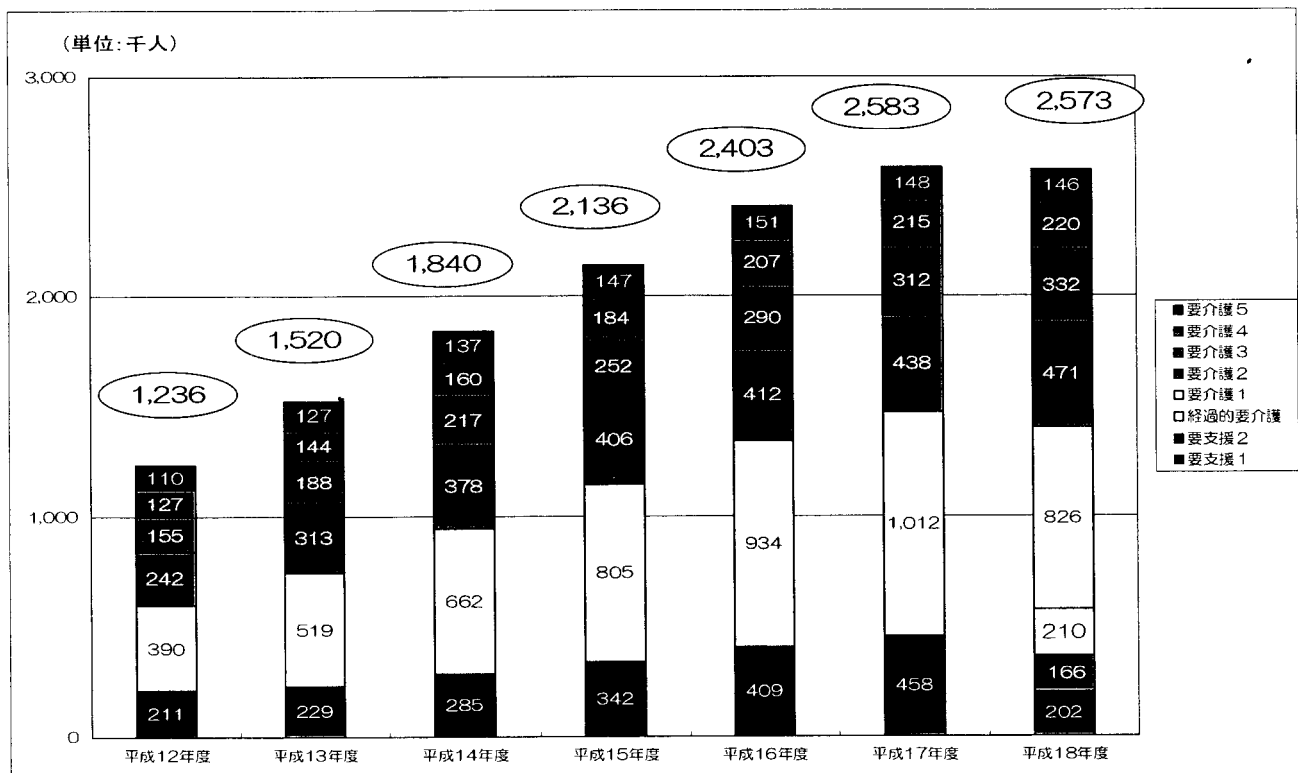


図4 居宅サービス受給者数(1ヶ月平均)の推移



※■は、平成12～17年度は「要支援」、平成18年度は「要支援1」。

(6)地域密着型（介護予防）サービス受給者数

地域密着型（介護予防）サービス受給者数（以下「地域密着型サービス受給者」という。）は、平成18年度累計（※平成18年4月から平成19年2月）で総数173万人（延人月。以下同じ。）、うち第1号被保険者数は171万人、第2号被保険者数は2万人となっている。（5表）

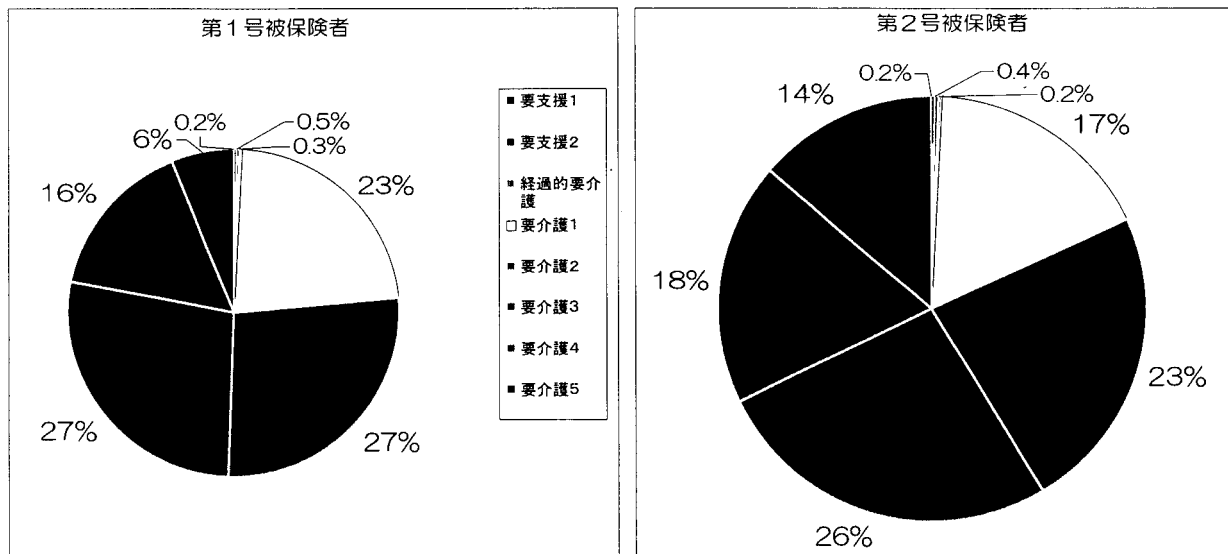
要介護度別では、制度改正後（平成18年4月から平成19年2月）で、要支援1：0.3万人、要支援2：0.8万人、経過的要介護：0.5万人、要介護1：39万人、要介護2：47万人、要介護3：47万人、要介護4：27万人、要介護5：11万人となっている。

5表 地域密着型サービス受給者数(平成18年4月～平成19年2月分)

(単位:千人)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	3	8	5	387	464	467	270	107	1,711
第2号被保険者	0	0	0	4	5	6	4	3	23
総数	3	8	5	391	469	473	275	110	1,734
構成比	0.2%	0.5%	0.3%	22.5%	27.1%	27.3%	15.8%	6.3%	100.0%

図5 地域密着型サービス受給者数の割合(第1号被保険者、第2号被保険者別)



### (7)施設介護サービス受給者数

施設介護サービス受給者数（以下「施設サービス受給者」という。）は、平成18年度累計（※平成18年3月から平成19年2月）で総数967万人（延人月。以下同じ。）、うち第1号被保険者数は951万人、第2号被保険者数は16万人となっている。（6表）

1ヶ月当たり平均では、介護老人福祉施設39万人、介護老人保健施設30万人、介護療養型医療施設12万人、総数81万人であり、前年度と比べると介護老人福祉施設1.9万人(5.2%)増、介護老人保健施設1万人(3.4%)増、介護療養型医療施設1万人(8.2%)減、計1.9万人(2.4%)増となっている。

要介護度別では、制度改正後（平成18年4月から平成19年2月）で、要支援1：0.4万人、要支援2：2万人、要介護1：62万人、要介護2：108万人、要介護3：188万人、要介護4：263万人、要介護5：259万人となっている。

6表 施設サービス受給者数(年度累計) (単位:千人)

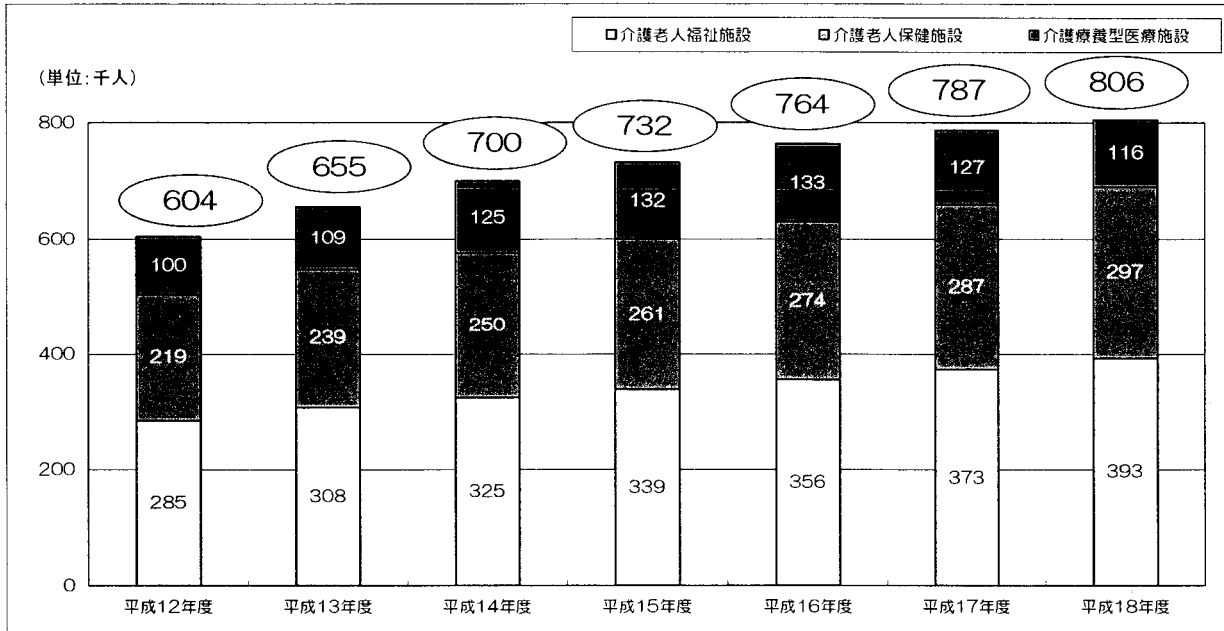
区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	4,660	3,491	1,356	9,507
第2号被保険者	54	67	40	161
計	4,714	3,559	1,396	9,668
構成比	48.8%	36.8%	14.4%	100.0%

(参考) 施設サービス受給者の要介護度別人数(平成18年4月～平成19年2月分) (単位:千人)

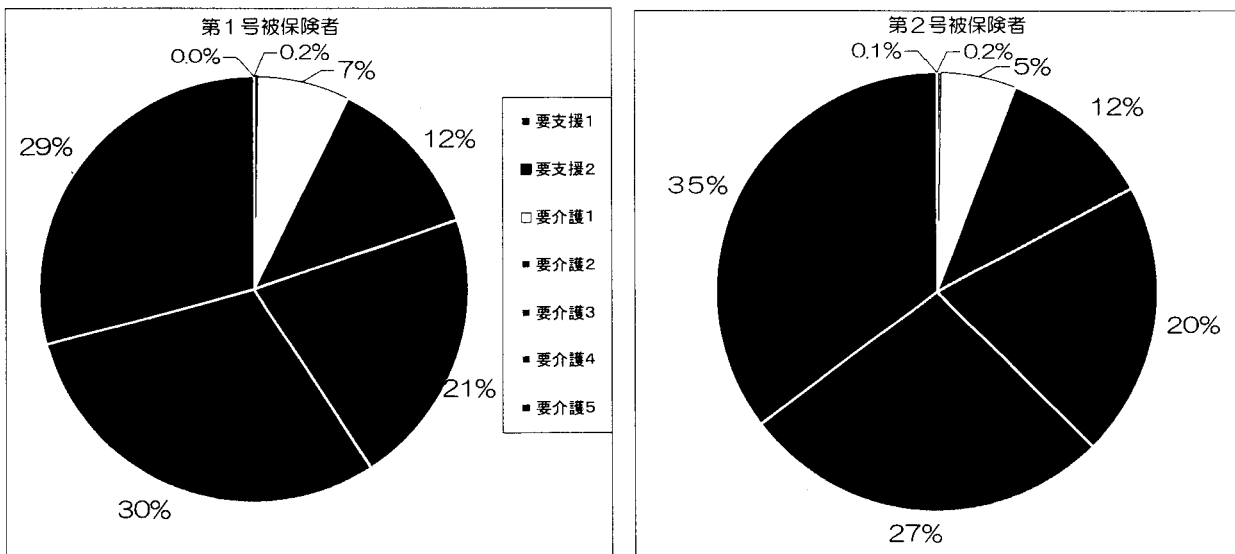
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
第1号被保険者	4	20	618	1,069	1,856	2,602	2,551	8,720
第2号被保険者	0	0	8	17	30	40	52	148
総数	4	21	624	1,083	1,878	2,629	2,592	8,831
構成比	0.0%	0.2%	7.1%	12.3%	21.3%	29.8%	29.4%	100.0%

※本表の総計は、同一サービス受給者が複数項目に該当する場合も1人と計上しているため、各項目の合計と一致しない。

図7 施設サービス受給者数(1ヶ月平均)の推移



(参考)施設サービス受給者数(平成18年4月～平成19年2月サービス分)の割合(第1号被保険者、第2号被保険者別)



## 2. 保険給付（介護給付・予防給付）

### (1) 総数

保険給付関係の平成18年度累計の総数は、件数9,937万件、単位数6,023億単位、費用額6兆1,482億円、利用者負担を除いた給付費5兆5,713億円となっている。（7-1表、7-2表）なお、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含む給付費は、5兆8,743億円となっている。

給付費について内訳をみると、居宅介護(介護予防)サービス（以下「居宅サービス」という。）は2兆7,467億円、地域密着型（介護予防サービス）（以下「地域密着型サービス」という。）は3,485億円、施設サービス（以下「施設サービス」という。）は2兆4,761億円となり、その割合は、居宅サービス49.3%、地域密着型サービス6.3%、施設サービス44.4%となっている。

1ヶ月当たり平均で前年度と比べると件数9万件(1.1%)、単位数16億単位(3.2%)の増、費用額136億円(2.6%)、給付費72億円(1.5%)の減となっている。

### 7表 保険給付 介護給付・予防給付(総数)

#### 7-1表 保険給付 介護給付・予防給付(総数)(平成18年3月分)

件数 (単位:千件)

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	-	1,063	2,721	1,300	1,007	795	628	7,513
施設サービス	-	-	66	100	169	242	238	816
合計	-	1,063	2,787	1,400	1,175	1,037	866	8,329
構成比	-	12.8%	33.5%	16.8%	14.1%	12.5%	10.4%	100.0%

#### 単位数 (単位:百万単位)

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	-	1,821	8,045	5,171	5,080	4,083	3,071	27,272
施設サービス	-	-	1,516	2,478	4,443	7,062	7,647	23,145
合計	-	1,821	9,561	7,649	9,522	11,145	10,718	50,417
構成比	-	3.6%	19.0%	15.2%	18.9%	22.1%	21.3%	100.0%

#### 費用額 (単位:百万円)

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	-	19,242	83,305	53,275	52,225	41,866	31,395	281,308
施設サービス	-	-	15,294	25,023	44,838	71,307	77,168	233,629
合計	-	19,242	98,599	78,299	97,063	113,172	108,563	514,938
構成比	-	3.7%	19.1%	15.2%	18.8%	22.0%	21.1%	100.0%

#### 給付費 (単位:百万円)

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	-	17,708	75,859	48,304	47,251	37,852	28,381	255,356
施設サービス	-	-	13,809	22,589	40,469	64,433	69,842	211,142
合計	-	17,708	89,668	70,892	87,720	102,286	98,223	466,498
構成比	-	3.8%	19.2%	15.2%	18.8%	21.9%	21.1%	100.0%



7-2表 保険給付 介護給付・予防給付(総数)(平成18年4月～平成19年2月分)

件数

(単位:千件)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	4,219	4,602	5,630	22,744	15,296	11,839	8,918	6,998	80,245
地域密着型サービス	3	8	5	401	482	489	286	116	1,790
施設サービス	4	20	-	636	1,103	1,917	2,681	2,642	9,002
合計	4,226	4,631	5,634	23,780	16,881	14,245	11,885	9,755	91,038
構成比	4.6%	5.1%	6.2%	26.1%	18.5%	15.6%	13.1%	10.7%	100.0%

単位数

(単位:百万単位)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	5,462	9,431	9,478	62,625	52,176	50,352	42,002	33,685	265,211
地域密着型サービス	12	145	19	8,464	10,539	10,722	6,111	2,227	38,238
施設サービス	86	457	-	14,006	26,351	49,510	75,826	82,176	248,413
合計	5,560	10,033	9,497	85,095	89,066	110,584	123,939	118,089	551,863
構成比	1.0%	1.8%	1.7%	15.4%	16.1%	20.0%	22.5%	21.4%	100.0%

費用額

(単位:百万円)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	59,442	99,977	98,837	647,523	538,588	518,864	431,237	344,223	2,738,691
地域密着型サービス	166	1,465	189	85,612	106,666	108,625	61,917	22,584	387,224
施設サービス	866	4,597	-	141,304	266,115	499,894	765,535	829,050	2,507,361
合計	60,474	106,039	99,025	874,439	911,370	1,127,383	1,258,689	1,195,857	5,633,276
構成比	1.1%	1.9%	1.8%	15.5%	16.2%	20.0%	22.3%	21.2%	100.0%

給付費

(単位:百万円)

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅サービス	54,340	90,827	91,093	591,373	489,745	471,473	390,715	311,794	2,491,359
地域密着型サービス	107	1,318	167	77,047	96,002	97,765	55,729	20,339	348,473
施設サービス	783	4,132	-	127,550	240,149	451,017	691,407	749,886	2,264,924
合計	55,230	96,278	91,260	795,969	825,896	1,020,254	1,137,851	1,082,018	5,104,755
構成比	1.1%	1.9%	1.8%	15.6%	16.2%	20.0%	22.3%	21.2%	100.0%

(2) 都道府県別居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの給付費割合

保険給付について、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費割合は、全国平均では、居宅サービス 49.3%、地域密着型サービス 6.3%、施設サービス 44.4%となっている。(8表)

8表 都道府県別 居宅サービス、地域密着型サービス、及び施設サービス給付費割合

(単位:百万円)

都道府県	居宅サービス		地域密着型サービス		施設サービス		都道府県	居宅サービス		地域密着型サービス		施設サービス	
全国計	2,746,714	49.3%	348,473	6.3%	2,476,066	44.4%	三重県	45,293	51.9%	4,510	5.2%	37,393	42.9%
北海道	94,676	37.6%	29,039	11.5%	127,869	50.8%	滋賀県	28,655	53.5%	3,110	5.8%	21,786	40.7%
青森県	38,566	46.2%	11,501	13.8%	33,353	40.0%	京都府	59,739	49.3%	3,860	3.2%	57,595	47.5%
岩手県	30,937	44.8%	3,002	4.3%	35,093	50.8%	大阪府	205,163	55.1%	16,933	4.5%	150,379	40.4%
宮城県	49,648	51.9%	6,424	6.7%	39,593	41.4%	兵庫県	127,454	51.9%	11,153	4.5%	107,115	43.6%
秋田県	29,733	44.4%	5,123	7.7%	32,082	47.9%	奈良県	31,441	53.5%	2,730	4.6%	24,606	41.9%
山形県	31,153	47.3%	4,376	6.6%	30,298	46.0%	和歌山県	33,071	53.8%	2,602	4.2%	25,796	42.0%
福島県	44,593	48.7%	5,585	6.1%	41,357	45.2%	鳥取県	15,940	44.3%	2,824	7.9%	17,183	47.8%
茨城県	48,528	45.5%	7,757	7.3%	50,374	47.2%	島根県	22,696	46.3%	3,458	7.1%	22,838	46.6%
栃木県	37,130	50.8%	3,222	4.4%	32,716	44.8%	岡山県	50,064	48.3%	9,385	9.1%	44,243	42.7%
群馬県	43,597	49.5%	5,812	6.6%	38,630	43.9%	広島県	74,306	49.9%	9,445	6.3%	65,195	43.8%
埼玉県	106,979	52.8%	10,328	5.1%	85,295	42.1%	山口県	35,107	41.9%	4,961	5.9%	43,756	52.2%
千葉県	102,870	53.8%	9,289	4.9%	79,158	41.4%	徳島県	21,902	40.4%	4,783	8.8%	27,509	50.8%
東京都	273,017	56.7%	20,588	4.3%	188,067	39.0%	香川県	24,497	45.8%	3,691	6.9%	25,336	47.3%
神奈川県	163,105	54.3%	17,215	5.7%	120,000	40.0%	愛媛県	41,520	46.4%	9,313	10.4%	38,604	43.2%
新潟県	63,285	46.8%	5,584	4.1%	66,388	49.1%	高知県	18,655	37.1%	4,235	8.4%	27,356	54.4%
富山県	25,707	39.8%	2,329	3.6%	36,486	56.5%	福岡県	115,786	47.7%	18,047	7.4%	109,008	44.9%
石川県	24,881	39.3%	5,691	9.0%	32,738	51.7%	佐賀県	19,917	42.4%	3,875	8.3%	23,128	49.3%
福井県	18,671	43.1%	1,570	3.6%	23,044	53.2%	長崎県	38,733	43.6%	12,209	13.7%	37,974	42.7%
山梨県	20,827	52.4%	1,475	3.7%	17,407	43.8%	熊本県	44,417	42.4%	5,107	4.9%	55,160	52.7%
長野県	59,825	51.1%	5,827	5.0%	51,521	44.0%	大分県	32,905	48.8%	3,415	5.1%	31,088	46.1%
岐阜県	44,469	49.1%	7,079	7.8%	39,093	43.1%	宮崎県	27,343	44.8%	4,207	6.9%	29,551	48.4%
静岡県	77,626	48.1%	10,831	6.7%	72,854	45.2%	鹿児島県	42,952	41.9%	10,848	10.6%	48,638	47.5%
愛知県	130,206	52.2%	13,087	5.2%	106,042	42.5%	沖縄県	29,130	52.4%	1,039	1.9%	25,371	45.7%

(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は含まない。

### (3) 第1号被保険者1人あたり給付費

#### ①全国平均

第1号被保険者1人あたり給付費(総数)の全国平均は、居宅サービスでは102.6千円、地域密着型サービスでは13.0千円、施設サービスでは92.5千円、合計では208.2千円となっている(9表)。また特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を含む1人あたり給付費の全国平均は、219.5千円となっている。

#### ②都道府県別

都道府県別にみると、埼玉県、千葉県第1号被保険者1人あたり給付費は17万円以下となっているのに対して、徳島県ではほぼ27万円となっており約1.6倍の格差が生じている。

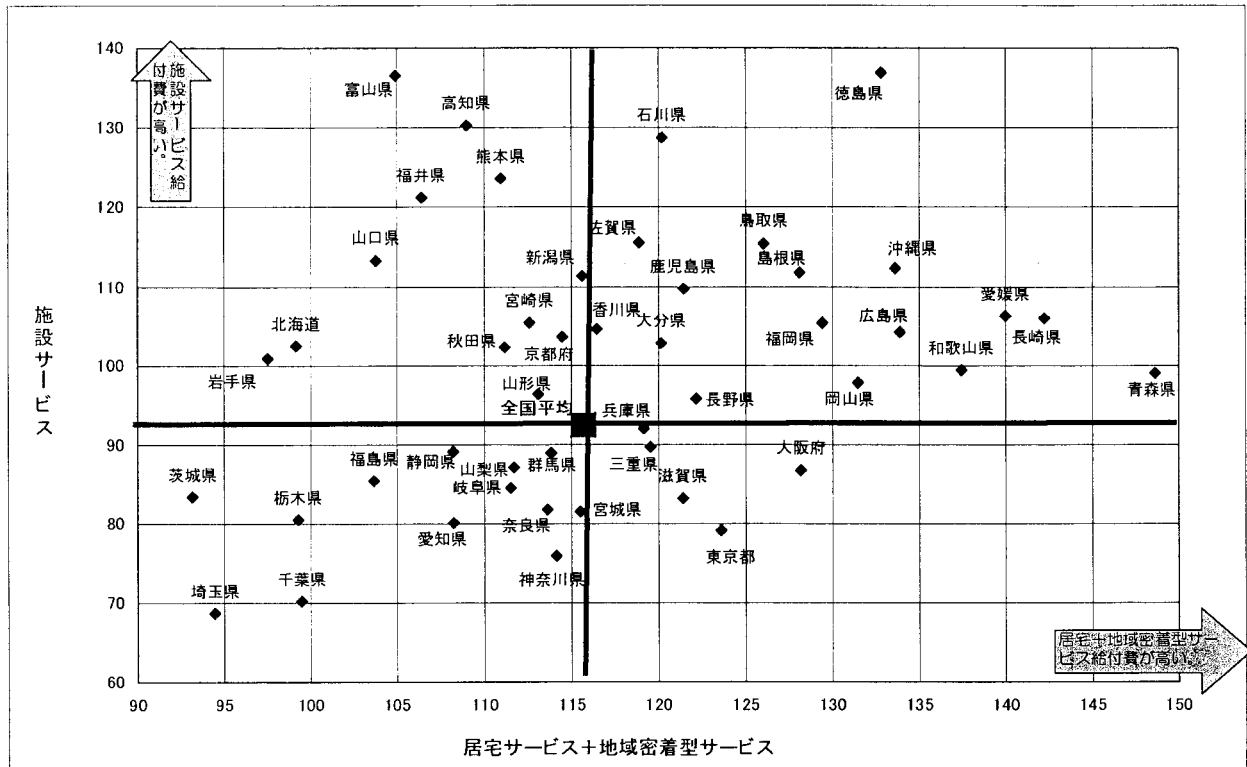
9表 都道府県別 第1号被保険者1人あたり給付費

(単位:千円)

都道府県	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計	都道府県	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	合計
全国計	102.6	13.0	92.5	208.2	三重県	108.7	10.8	89.7	209.3
北海道	75.9	23.3	102.5	201.6	滋賀県	109.5	11.9	83.3	204.6
青森県	114.5	34.1	99.0	247.6	京都府	107.5	6.9	103.7	218.1
岩手県	88.9	8.6	100.8	198.3	大阪府	118.4	9.8	86.8	215.0
宮城県	102.3	13.2	81.6	197.1	兵庫県	109.5	9.6	92.1	211.2
秋田県	94.8	16.3	102.3	213.5	奈良県	104.5	9.1	81.8	195.4
山形県	99.2	13.9	96.4	209.5	和歌山県	127.4	10.0	99.4	236.8
福島県	92.1	11.5	85.4	189.1	鳥取県	107.1	19.0	115.4	241.4
茨城県	80.3	12.8	83.4	176.6	島根県	111.2	16.9	111.9	240.0
栃木県	91.3	7.9	80.5	179.8	岡山県	110.7	20.8	97.8	229.3
群馬県	100.4	13.4	89.0	202.8	広島県	118.8	15.1	104.2	238.1
埼玉県	86.2	8.3	68.7	163.2	山口県	90.9	12.8	113.3	217.1
千葉県	91.2	8.2	70.2	169.7	徳島県	109.0	23.8	136.9	269.7
東京都	114.9	8.7	79.2	202.7	香川県	101.2	15.2	104.7	221.1
神奈川県	103.2	10.9	75.9	190.1	愛媛県	114.3	25.6	106.3	246.3
新潟県	106.2	9.4	111.4	227.0	高知県	88.8	20.2	130.2	239.2
富山県	96.2	8.7	136.5	241.4	福岡県	112.0	17.5	105.4	234.8
石川県	97.8	22.4	128.7	248.9	佐賀県	99.5	19.4	115.5	234.4
福井県	98.2	8.3	121.1	227.5	長崎県	108.1	34.1	106.0	248.2
山梨県	104.3	7.4	87.2	198.9	熊本県	99.5	11.4	123.6	234.5
長野県	111.3	10.8	95.8	218.0	大分県	108.9	11.3	102.8	223.0
岐阜県	96.2	15.3	84.6	196.1	宮崎県	97.6	15.0	105.4	218.0
静岡県	95.0	13.2	89.1	197.3	鹿児島県	96.9	24.5	109.8	231.2
愛知県	98.3	9.9	80.1	188.3	沖縄県	129.0	4.6	112.4	246.0

(注)特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は含まない。

図7 第1号被保険者1人あたり給付費(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等を含まない。)



(4) 第1号被保険者分(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は含まない。)

第1号被保険者分の保険給付関係は、件数9,566万件、単位数5,853億単位、費用額5兆9,736億円、給付費5兆4,130億円となっている。

(5) 第2号被保険者分(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は含まない。)

第2号被保険者分の保険給付関係は、件数370万件、単位数169億単位、費用額1,746億円、給付費1,583億円となっている。

(6) 特定入所者介護(支援)サービス費

特定入所者介護(支援)サービス費の累計は、給付費2,132億円となっている。

(7) 高額介護(居宅支援)サービス費

高額介護(居宅支援)サービス費の累計は件数924万件、給付費898億円となっている。

(8) 市町村特別給付

市町村特別給付の累計は件数43万件、費用額15億円、給付費13億円となっている。

### 3. 第1号被保険者の保険料収納状況

平成18年度分の保険料収納状況は、調定額1兆2,785億円、収納額1兆2,554億円、収納率98.2%となっている。(10表)

なお、特別徴収の収納額累計は1兆0,641億円、収納率100.0%と、普通徴収の収納額累計は1,913億円、収納率89.2%となっている。

10表 都道府県別 保険料収納状況(現年度分)

(単位:百万円)

都道府県	調定額	収納額	収納率	都道府県	調定額	収納額	収納率
全国計	1,278,539	1,255,398	98.2%	三重県	20,030	19,703	98.4%
北海道	54,041	53,151	98.4%	滋賀県	12,089	11,949	98.8%
青森県	17,496	17,146	98.0%	京都府	28,561	28,055	98.2%
岩手県	14,639	14,466	98.8%	大阪府	91,981	89,239	97.0%
宮城県	20,828	20,462	98.2%	兵庫県	59,123	58,086	98.2%
秋田県	14,068	13,882	98.7%	奈良県	13,965	13,739	98.4%
山形県	13,989	13,848	99.0%	和歌山県	12,864	12,622	98.1%
福島県	19,517	19,251	98.6%	鳥取県	7,414	7,312	98.6%
茨城県	24,467	23,990	98.1%	島根県	9,982	9,884	99.0%
栃木県	16,991	16,668	98.1%	岡山県	23,256	22,920	98.6%
群馬県	20,177	19,885	98.6%	広島県	32,523	32,076	98.6%
埼玉県	54,036	52,906	97.9%	山口県	18,148	17,892	98.6%
千葉県	48,910	47,905	97.9%	徳島県	10,826	10,642	98.3%
東京都	119,675	116,721	97.5%	香川県	10,693	10,567	98.8%
神奈川県	76,840	75,495	98.2%	愛媛県	18,031	17,794	98.7%
新潟県	28,342	28,142	99.3%	高知県	9,944	9,733	97.9%
富山県	14,571	14,432	99.0%	福岡県	54,435	53,217	97.8%
石川県	13,660	13,492	98.8%	佐賀県	10,367	10,203	98.4%
福井県	9,444	9,295	98.4%	長崎県	18,811	18,462	98.1%
山梨県	8,278	8,145	98.4%	熊本県	21,889	21,534	98.4%
長野県	24,854	24,633	99.1%	大分県	13,867	13,648	98.4%
岐阜県	21,175	20,892	98.7%	宮崎県	12,256	12,049	98.3%
静岡県	35,725	35,189	98.5%	鹿児島県	18,753	18,459	98.4%
愛知県	65,073	64,206	98.7%	沖縄県	11,934	11,412	95.6%

#### 4. 介護保険特別会計経理状況

平成18年度の保険者における介護保険特別会計（介護保険事業勘定）について、歳入合計6兆5,688億円、歳出合計6兆3,401億円、差引残額2,287億円となっている。（11表）

この差引残額のうち、国庫支出金精算額等を精算した後では1,219億円となる。

また、平成18年度末現在で介護給付費準備基金の保有額は2,140億円（1,499保険者）となっている。

11表 介護保険特別会計経理状況(保険事業勘定・全国計)

(単位:百万円)

歳 入		歳 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
保険料	1,262,074	総務費	199,187
分担金及び負担金	3,552	保険給付費	5,884,177
使用料及び手数料	568	地域支援事業費	101,889
国庫支出金	1,458,261	財政安定化基金拠出金	4,369
介護給付費負担金(再建)	1,110,611	相互財政安定化事業負担金	7
調整交付金(再掲)	306,903	保健福祉事業費	358
地域支援事業交付金(再掲)	37,983	基金積立金	55,252
支払基金交付金	1,823,256	公債費	17,273
都道府県支出金	911,307	予備費	-
都道府県負担金(再建)	892,492	諸支出金	77,582
地域支援事業交付金(再掲)	18,669		
相互財政安定化事業交付金	7		
財産収入	202		
寄附金	2		
繰入金	983,067		
一般会計繰入金12.5%(再掲)	735,461		
総務費に係る一般会計繰入金(再掲)	204,480		
介護給付費準備基金繰入金(再掲)	12,727		
地域支援事業繰入金(再掲)	21,827		
繰越金	119,935		
市町村債	753		
諸収入	5,849		
合 計	6,568,831	合 計	6,340,094

歳入歳出差引残額(A)	228,737	介護給付費準備基金保有額	214,015
国庫支出金精算額等(B)	106,816		
国庫支出金精算額等差引額(A-B)	121,921		

※数値は百万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(参考)

## 介護保険特別会計（保険事業勘定）の科目の説明

科 目		内 容
歳 入	保険料	第1号被保険者から徴収した保険料
	分担金及び負担金	介護認定審査会講堂設置等の場合の負担金等
	使用料及び手数料	保険料の督促手数料等
	国庫支出金	介護保険事業の執行に必要な国の負担金等
	介護給付費負担金	介護給付及び予防給付に要する国の負担金
	調整交付金	介護保険の財政調整のために交付する国の交付金
	地域支援事業交付金	地域支援事業に要する国の交付金
	支払基金交付金	支払基金からの介護給付費交付金
	都道府県支出金	介護保険事業の執行に必要な都道府県の負担金等
	都道府県負担金	介護給付及び予防給付に要する都道府県の負担金
	地域支援事業交付金	地域支援事業に要する都道府県の交付金
	相互財政安定化事業交付金	市町村相互財政安定化事業における交付金
	財産収入	財産運用収入及び財産売却収入等
	寄附金	寄付金
	繰入金	他会計や基金からの繰入金
	一般会計繰入金12.5%	介護給付及び予防給付に要する市町村の負担金
	総務費に係る一般会計繰入金	介護保険事業の執行に必要な事務費、人件費等の一般会計からの繰入金
	介護給付費準備基金繰入金	中期財政運営期間中の余剰金を積み立てる準備基金の取り崩しによる繰入金
	地域支援事業繰入金	地域支援事業に要する市町村の負担金
	繰越金	前年度の余剰金
市町村債	在世安定化基金等からの借入金等	
諸収入	延滞金、加算金、過料等	
歳 出	総務費	介護保険事業の執行に必要な事務費、人件費等
	保険給付費	保険給付、予防給付、高額介護サービス、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付に要する費用等
	地域支援事業費	地域支援事業に要する費用等
	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金に係る拠出金
	相互財政安定化事業負担金	市町村相互財政安定化事業における負担金
	保健福祉事業費	保健福祉事業に要する費用
	基金積立金	介護給付準備基金等への積立金
	公債費	借入金の返還金等
	予備費	予備費
諸支出金	他会計への繰出金、還付加算金等	

# 介護保険法及び老人福祉法の一部を 改正する法律について

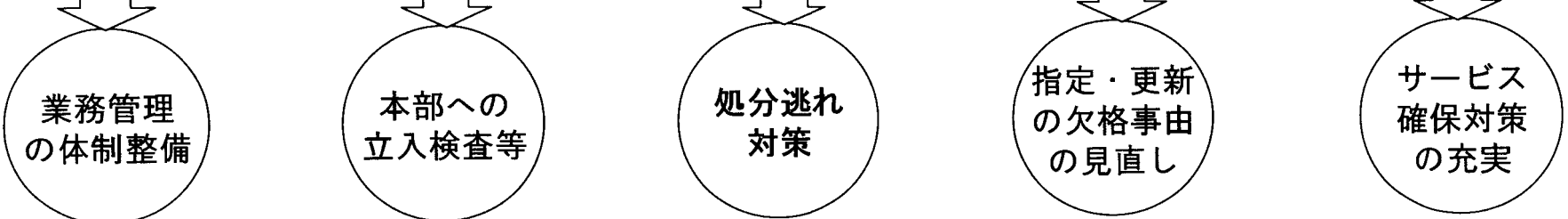
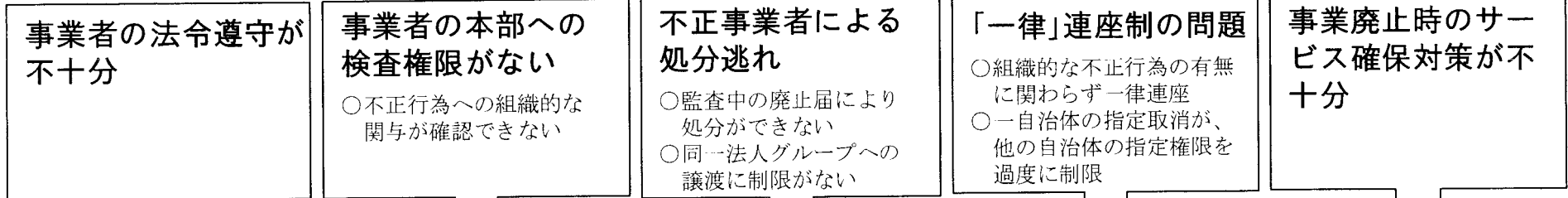
厚生労働省老健局



# 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



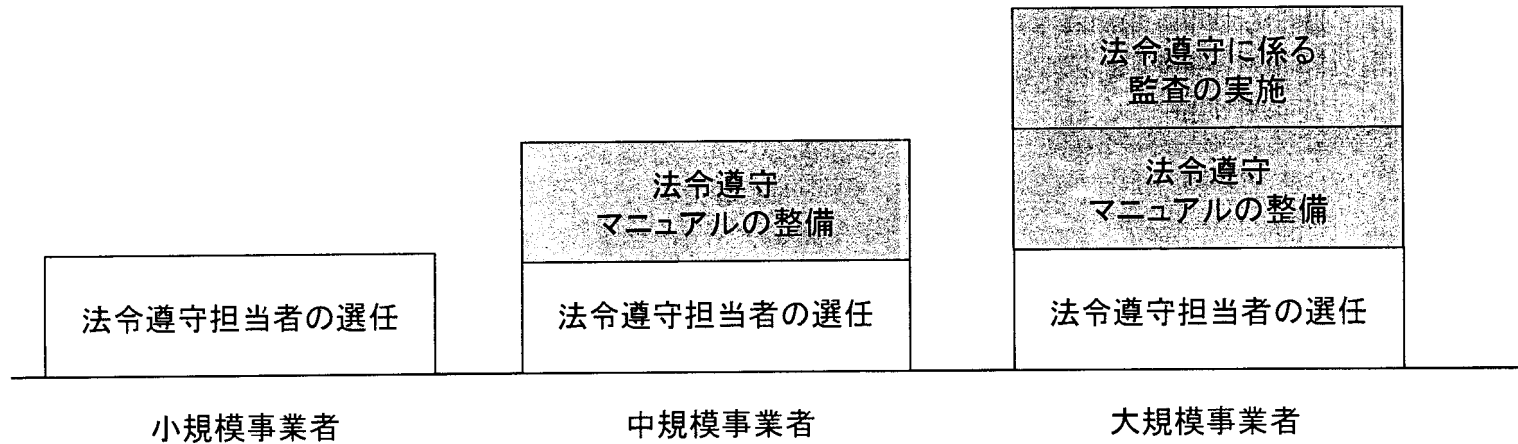
- |  |   |   |  |  |
|--|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、<b>業務管理体制の整備を義務付け等</b></li> <li>○事業者の規模に応じた義務とする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の<b>事業者の本部への立入検査権</b>を創設</li> <li>○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による<b>事業者に対する是正勧告・命令権</b>を創設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の<b>廃止届を事後届出制から事前届出制</b>へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等</li> <li>○指定取消を受けた事業者が<b>密接な関係にある者に事業移行</b>する場合について、指定・更新の欠格事由に追加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いわゆる連座制の仕組みは維持し、<b>不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断</b></li> <li>○広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が<b>十分な情報共有と緊密な連携の下に対応</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業廃止時のサービス確保に係る<b>事業者の義務を明確化</b></li> <li>○事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加</li> <li>○<b>行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う</b></li> </ul> |
|--|---|---|--|--|

施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日

# 業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

## (法令遵守等の業務管理体制整備の例)



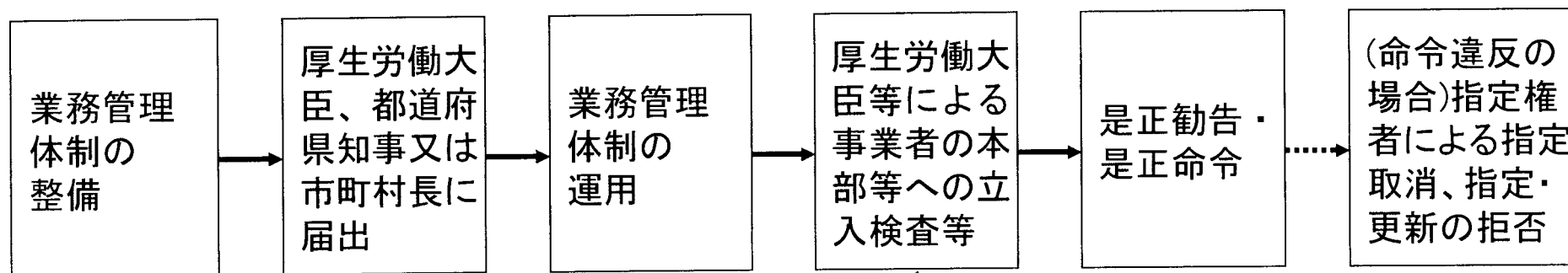
## 届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

# 事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



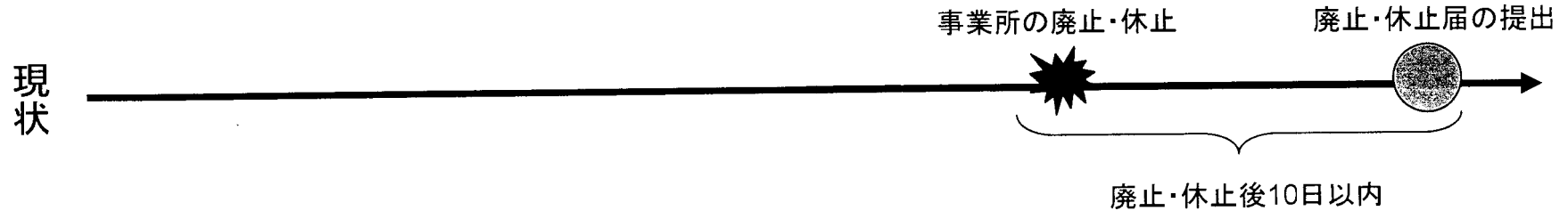
## 【検査の視点】

- ・業務管理体制の整備及び取組状況
- ・組織的な不正行為の有無 等

※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

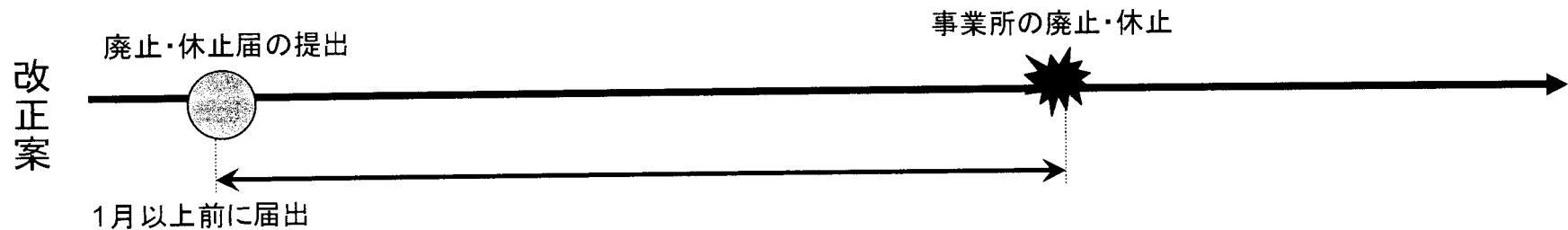
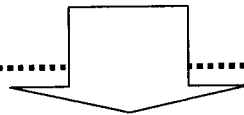
## 処分逃れ対策①(事前届出制の導入)

- 事業の廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



### 【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



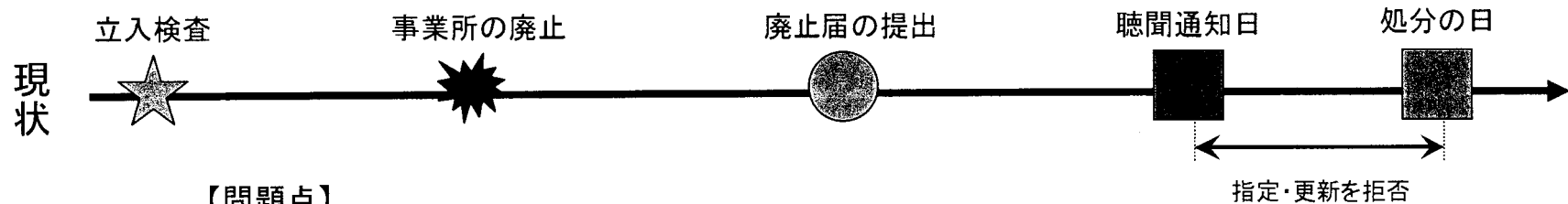
### 【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

## 処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

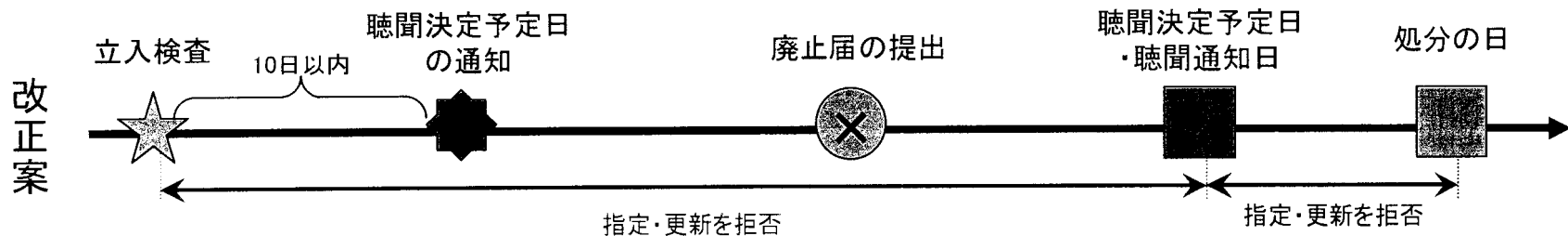
- 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



### 【問題点】

聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。

※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



### 【効果】

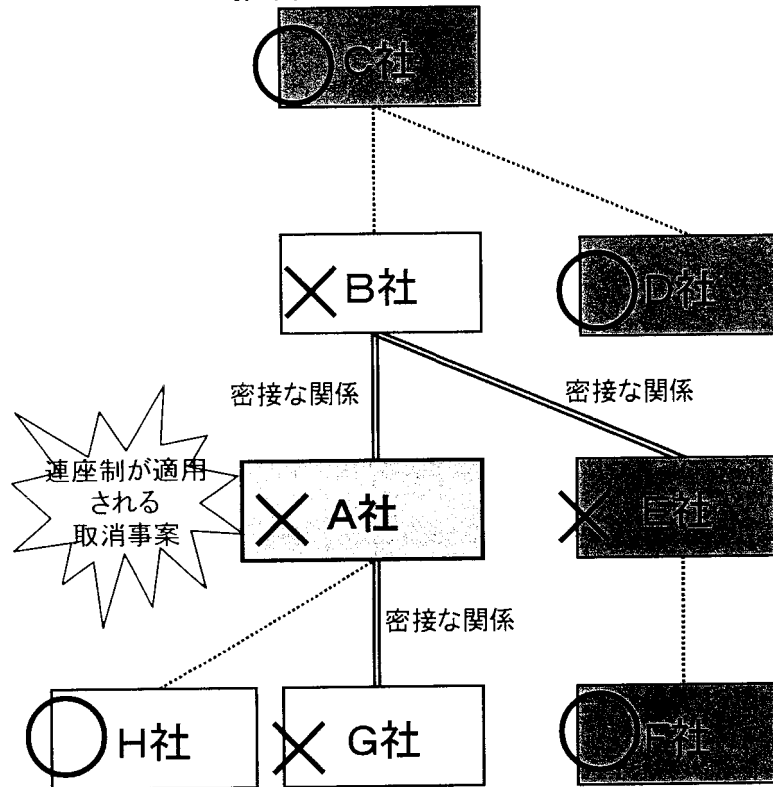
監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される  
→ 処分逃れを防止

## 処分逃れ対策③

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

○ 申請者(法人に限る)と同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が拒否される場合の例



× : 指定・更新の拒否  
○ : 指定・更新が可能

次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される。

- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

※ 申請者と密接な関係にあるか否かは、指定・更新時に判断する。

# 指定・更新の欠格事由の見直し①

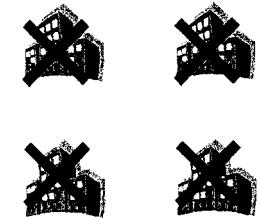
○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合は、他の事業所の指定・更新を行う。

イメージ

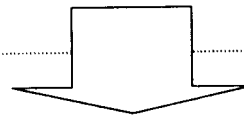
現行の仕組み



不正行為への組織的な関与の有無に関わらず



他の事業所の  
指定・更新の拒否

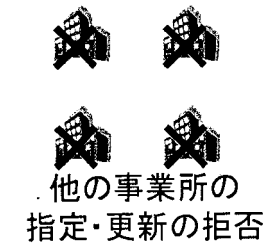


改正案



事業者への  
立入検査  
(不正行為への  
組織的関  
与等の確認)

不正行為への組織的関与有



他の事業所の  
指定・更新の拒否

不正行為への組織的関与無



他の事業所は  
指定・更新

※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

## 指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居宅系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。

### ◎指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴 ○通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

### ◎指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等

### ◎指定居宅介護支援

### ◎指定介護老人福祉施設

### ◎介護老人保健施設

### ◎指定介護療養型医療施設

### ◎指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴 ○通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

### ◎指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

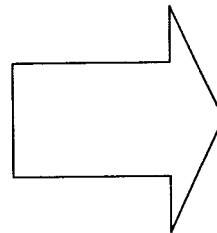
- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等

### ◎指定居宅介護支援

### ◎指定介護老人福祉施設

### ◎介護老人保健施設

### ◎指定介護療養型医療施設



※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

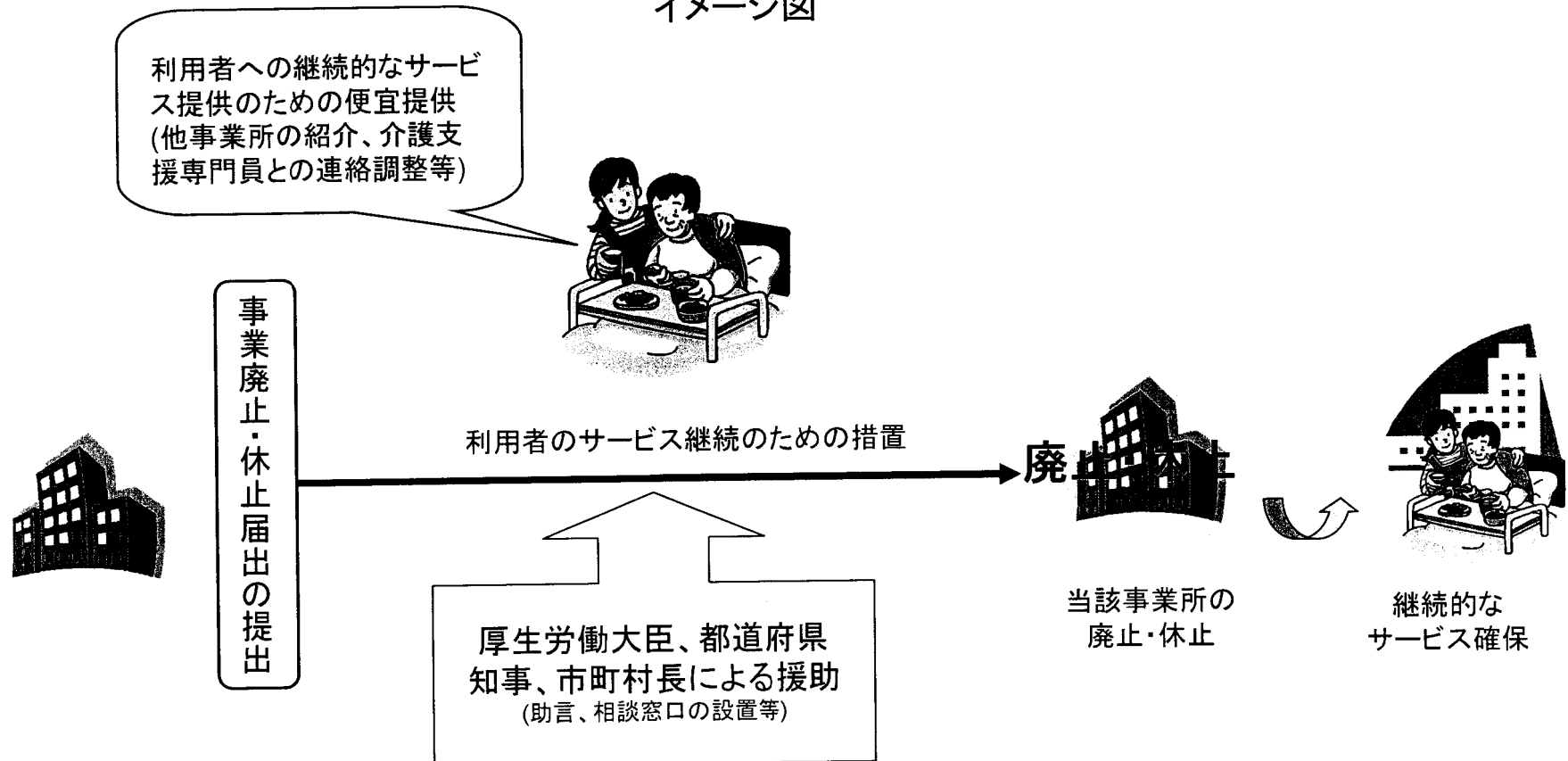
※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。



## 事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に対し勧告・命令を行うことができることとする。

イメージ図



## 介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

### 現行法と改正法比較

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置付け
法的性格	民事上の債権 (民法第703条、第704条)	公法上の債権 (介護保険法第144条、 地方自治法第231条の3)
債権回収手段	民事上の執行手続(※1)	滞納処分(※2)
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。

# 介護サービス事業に係る 事務負担の見直しについて(案)

## 事務負担の現状及び見直しの方針

### 【介護サービス事業に係る事務負担の現状】

○ 介護サービス事業については、「各記録作成や各種委員会が多すぎて、利用者とのコミュニケーションの問題から職員のやりがい無くさせる。」、「書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう規制の見直しが必要ではないか。」などと指摘されている。（ワーキングチームにおける事業者ヒアリング・ワーキングチーム報告書等）

※ ワーキングチームは、介護サービス事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営実態を把握した上で、介護従事者の定着を図るために必要な措置内容を検討することを目的に、社会保障審議会介護給付費分科会に設置された。

### 【事務負担の見直しの方針】

○ 事務負担の現状を踏まえ、事務手続・書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることが必要である。

○ 一方で、現行の事務手続・書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、削減・簡素化を行っても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することとする。

### 削減・簡素化が可能な事務手続・書類について

- (1) 他の事務手続や書類と内容が重複しており、他の書類や手続で代替可能なもの
- (2) 様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの
- (3) 事務手続や書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるもの
- (4) 都道府県、市町村の独自の判断により、国が求めているものよりも詳細、又は頻度が高くなっているもの

## 見直しの対象となる事務手続・書類の概要(案)

### 1. 他の事務手続・書類と重複しているため代替するもの

8種類、延べ19サービスの申請書、加算の書類等について、他の書類等で代替する。

例)住宅改修申請書、訪問看護報告書、リハビリテーションマネジメント加算に係る書類等

### 2. 様式や項目を削減・簡素化するもの

6種類、延べ16サービスの指定申請書、サービス計画等について、様式の削減・廃止、重複している項目の削除を行う。

例)訪問(予防)介護の指定申請書、居宅サービス計画、施設サービス計画等

### 3. 事務手続・書類作成の頻度の見直し

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び施設における各種委員会等について、運用を弾力化することにより、開催頻度を減らす。

### 4. 都道府県、市町村の独自の判断により、国が求めているものより詳細、又は頻度が高いもの

都道府県、市町村に対し、国と同様に適切な介護サービスの提供の確保に支障を来たすことのないよう考慮した上で、削減・簡素化の見直しを行うよう要請する。

## 他の事務手続・書類と重複しているため代替するもの

事務手続・書類	該当するサービス	必要とされる作業・書類	見直し案
住宅改修における 事前申請書	・住宅改修	・居宅サービス計画 ・住宅改修申請書	住宅改修申請書の第2表について、居宅サービス計画上の記載で代替
訪問(予防)看護 報告書	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	・訪問(予防)看護報告書	健康手帳への記載で代替
リハビリテーションマ ネジメント加算 (短期集中含む)	・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション(短期除く) ・老人保健施設	① リハビリテーション実施計画書 ② 定期的な記録 ③ ケアマネジメント連絡用紙	①～③について、訪問リハビリテーション計画や施設サービス計画等上の記載等で代替
栄養マネジメント加算	・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	①栄養ケア計画 ②栄養ケア提供経過記録 ③栄養ケアモニタリング ④スクリーニング、 ⑤栄養アセスメント	①、②について、通所介護計画や施設サービス計画上の記載等で代替
経口移行・経口維持 加算	・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	経口移行計画又は経口維持計画 (栄養ケア計画の準用)	施設サービス計画上の記載で代替
口腔機能向上加算	・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護	①口腔機能改善管理指導計画 ②定期的な記録、③モニタリング、 ④リスク把握、⑤アセスメント	①、②について、通所介護計画等上の記載で代替 ③について、⑤で代用
個別機能訓練加算	・通所介護 ・認知症対応型(予防)通所介護 ・特定(予防・地域密着型)施設 ・老人福祉(地域密着型)施設	①個別機能訓練計画 ②開始時及びその3ヶ月後に1回 以上行う利用者に対する説明の 記録 ③定期的な記録	通所介護計画や施設サービス計画上の記載等で代替
リハビリテーション 機能強化加算	・短期入所(予防)療養介護 ※老人保健施設における	リハビリテーション実施計画書	短期入所(予防)療養介護計画上の記載等で代替
運動器機能向上加算	・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション	①運動器機能向上計画 ②定期的な記録 ③モニタリング	①、②について、介護予防通所介護計画、介護予防通所リハビリテーション計画上の記載等で代替

## 様式や項目を削減・簡素化するもの

事務手続・書類	該当するサービス	必要とされる作業・書類	見直し案
訪問(予防)介護の指定申請書類 (サービス提供責任者に係る部分)	・訪問介護 ・介護予防訪問介護	・サービス提供責任者の経歴	サービス提供責任者の(介護福祉士、ヘルパー1級の者については)経歴に替えて登録証、終了証等で足りるとする。 ※ 変更の届出時、指定の更新時において同じ
居宅サービス計画	・居宅介護支援	第1表～第6表までの記載	第5表の「サービス担当者に対する照会内容」については、他の表への記載することで問題がないことから、第5表を削除
施設サービス計画	・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	第1表～第7表までの記載	第6表の「サービス担当者に対する照会内容」については、他の表への記載することで問題がないことから、第6表を削除
介護サービス情報の公表制度	・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・通所介護 ・介護予防通所介護 ・老人保健施設 ・短期入所生活介護 ・老人福祉施設 ・地域密着型老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 等	① 基本情報について、年に1回公表センター等に報告 ② 調査情報について、1年に1回指定調査機関が調査し、調査後に公表センターに報告	・ 同一事業所で一体的に運営している同類型のサービス(例:訪問介護と介護予防訪問介護等)については、一体的に調査・報告を行うこととする。 ・ 調査項目の確認事項2項目(居宅介護支援事業所とサービス事業所とが月1回以上連携していることの確認、サービス担当責任者が月1回以上利用者宅を訪問すること)の削減←訪問介護事業所等が対象
リハビリテーションマネジメント加算	・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション(短期除く) ・老人保健施設	① リハビリテーション実施計画書 ② 定期的な記録 ③ ケアマネジメント連絡用紙	③について、利用者に対して行ったリハビリテーションの内容や本人の状況等を伝達すれば足りるものであり、①や②に記載することで足りるため、③の様式を廃止
栄養マネジメント加算	・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	①栄養ケア計画 ②栄養ケア提供経過記録 ③栄養ケアモニタリング ④スクリーニング、 ⑤栄養アセスメント	③の様式を廃止するとともに、①～⑤の記載項目を削減する。③については、⑤の際の記載で十分足りるものであり、重複している項目については削除する。
口腔機能向上加算	・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護	①口腔機能改善管理指導計画 ②定期的な記録、③モニタリング、 ④リスク把握、⑤アセスメント	モニタリングについては、アセスメントの際の記載内容で十分足りることから、③の様式を廃止し、①～⑤については、重複している記載項目の削減を行う。

## 事務手続・書類作成の頻度の見直し

事務手続・書類	該当するサービス	必要とされる作業・書類	見直し案
福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催	・福祉用具貸与	・福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催 (6ヶ月に1回)	現行では、6ヶ月に1回の開催とされているところ、運用を弾力化し、利用者の状態に応じて随時必要なときに開催することとする。
介護サービス情報の公表制度	・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・通所介護 ・介護予防通所介護 ・老人保健施設 ・短期入所生活介護 ・老人福祉施設 ・地域密着型老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 等	① 基本情報について、年に1回公表センター等に報告 ② 調査情報について、1年に1回指定調査機関が調査し、調査後に公表センターに報告	これまでは、紙ベースやメールでの報告としてきたところ、インターネットのWEB上で直接入力して報告することを可能にする。
各種委員会の開催	・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設	感染対策委員会の開催 (1ヶ月に1回程度)	現行では、1ヶ月に1回程度の開催とされているところ、「少なくとも3ヶ月に1回」とした上で、必要に応じ随時開催することとする。また、事故防止検討委員会と兼ねることができることとする。
看取り介護加算	・老人福祉施設	①介護に係る計画の作成 ②本人又は家族への説明・同意 (少なくとも週に1回)	②について、現行では少なくとも週1回とされているところ、入所者の状態等に応じ随時行うこととする。



## 平成19年介護事業経営概況調査結果について

## 1. 各サービスの状況について(調査年の後ろの括弧内はデータ数)

	調査年	利用者1人当たり収入 (1日当たり)	利用者1人当たり支出 (1日当たり)	収入における 給与費割合	看護・介護職員常勤換算 1人当たり給与	看護・介護職員 常勤率	看護・介護職 員1人当たり 利用者数	収支差率
介護老人福祉施設	16年 (193)	11,195円	10,048円	58.0%	307,971円	89.1%	2.3人	10.2%
	19年 (126)	11,536円 (+3%)	11,027円 (+10%)	60.7%	312,904円 (+2%)	81.1%	2.0人	4.4%
介護老人保健施設	16年 (142)	12,615円	11,275円	50.4%	292,029円	94.5%	2.3人	10.6%
	19年 (91)	12,730円 (+1%)	12,186円 (+8%)	53.1%	315,562円 (+8%)	90.3%	2.2人	4.3%
介護療養型医療施設(病院)	16年 (119)	16,727円	16,225円	58.4%	301,755円	95.8%	1.9人	3.0%
	19年 (38)	18,330円 (+10%)	17,405円 (+7%)	60.1%	295,558円 (-2%)	93.6%	1.8人	5.0%
認知症対応型共同生活介護 (予防を含む)	16年 (150)	11,550円	10,549円	57.3%	209,852円	81.8%	1.4人	8.7%
	19年 (65)	11,983円 (+4%)	11,055円 (+5%)	59.4%	233,904円 (+11%)	72.7%	1.3人	7.7%
訪問介護 (予防を含む)	16年 (440)	3,881円 ※1	3,822円 ※1	84.1%	229,282円 ※2	38.1% ※2	81.7回 ※3	1.5%
	19年 (224)	3,546円 (-9%)	3,430円 (-10%)	82.8%	221,060円 (-4%)	39.2%	77.9回	3.3%
訪問入浴介護 (予防を含む)	16年 (93)	12,786円 ※1	12,587円 ※1	81.2%	248,479円	67.3%	28.0回 ※6	1.6%
	19年 (130)	12,864円 (+1%)	13,308円 (+6%)	81.0%	242,421円 (-2%)	61.6%	30.6回	-3.5%
訪問看護(ステーション) ※10 (予防を含む)	16年 (210)	8,646円 ※1	7,748円 ※1	74.9%	386,414円 ※4	68.4% ※4	65.9回 ※4	10.4%
	19年 (48)	8,008円 (-7%)	8,280円 (+7%)	86.2%	420,891円 (+9%)	68.3%	64.5回	-3.4%
通所介護 (予防を含む)	16年 (451)	8,733円 ※5	7,966円 ※5	62.2%	245,926円	68.6%	67.7人 ※6	8.8%
	19年 (97)	9,163円 (+5%)	8,645円 (+9%)	64.1%	239,963円 (-2%)	62.8%	65.2人	5.7%

	調査年	利用者1人当たり収入 (1日当たり)	利用者1人当たり支出 (1日当たり)	収入における 給与費割合	看護・介護職員常勤換算 1人当たり給与	看護・介護職員 常勤率	看護・介護職員 1人当たり 利用者数	収支差率
認知症対応型通所介護 (予防を含む)	16年 -	- ※5	- ※5	-	-	-	- ※6	-
	19年 (44)	12,069円	12,463円	70.3%	190,968円	52.2%	41.9人	-3.3%
通所リハビリテーション (※11) (予防を含む)	16年 (210)	9,782円 ※5	7,935円 ※5	49.9%	253,225円	85.8%	76.9人 ※6	18.9%
	19年 (122)	11,007円 (+13%)	10,833円 (+37%)	62.0%	277,236円 (+9%)	75.0%	67.7人	1.6%
短期入所生活介護 (予防を含む)	16年 (197)	11,437円	10,620円	57.7%	282,181円	88.4%	57.2人 ※6	8.2%
	19年 (99)	10,569円 (-8%)	10,756円 (+1%)	65.9%	281,126円 (-0%)	84.8%	52.2人	-1.8%
居宅介護支援 (※12)	16年 (425)	8,613円	9,722円	95.9%	382,477円 ※7	93.6% ※7	41.3人 ※7	-12.9%
	19年 (120)	11,580円 (+34%)	13,414円 (+38%)	100.4%	347,830円 (-9%)	91.7%	26.6人	-15.8%
福祉用具貸与 (予防を含む)	16年 -	-	-	-	- ※8	- ※8	- ※8	-
	19年 (124)	16,766円	16,244円	38.7%	326,565円	94.7%	88.3人	3.1%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	16年 (44)	12,978円	11,802円	36.8%	259,237円	72.0%	2.7人	9.1%
	19年 (25)	14,668円 (+13%)	14,715円 (+25%)	46.8%	247,778円 (-4%)	83.5%	2.1人	-0.3%
小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	16年 -	- ※9	- ※9	-	-	-	-	-
	19年 (24)	167,353円	198,319円	72.3%	200,030円	71.1%	1.6人	-18.5%

(注) 括弧内は、19年調査の値を16年調査の値と比較した場合の増減率

※1: 訪問1回当たり ※2: 介護職員(訪問介護員) ※3: 介護職員1人当たり訪問回数(1月) ※4: 看護職員 ※5: 利用者1人1回当たり

※6: 看護・介護職員1人当たり延利用者数・延訪問回数 ※7: 介護支援専門員1人当たり ※8: 福祉用具専門相談員 ※9: 定員1人当たり

※10: 訪問看護(ステーション)については、医療機関と併設している事業所が相当数あること、また訪問看護ステーションは、健康保険の訪問看護も実施していることに留意が必要。

※11: 通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設や医療機関が実施することに留意が必要。

※12: 居宅介護支援事業者については、他サービス事業所と併設している事業者が相当数あることに留意が必要。

2. 地域区分別の状況について(○数字は高い方からの順位)

	収支差率				
	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
介護老人福祉施設	▲5.2% ⑤	3.8% ③	14.2% ①	3.2% ④	6.0% ②
介護老人保健施設	2.1% ④	5.1% ②	3.6% ③	1.0% ⑤	8.5% ①
介護療養型医療施設(病院)	▲15.2% ④	▲7.8% ③	▲28.6% ⑤	14.1% ①	8.7% ②
認知症対応型共同生活介護	0.0% ④	12.3% ①	▲14.9% ⑤	11.0% ②	8.5% ③
訪問介護	▲21.3% ⑤	9.7% ②	10.1% ①	3.3% ③	▲5.2% ④
訪問入浴介護	17.9% ①	4.4% ②	▲37.5% ④	▲40.4% ⑤	▲6.0% ③
訪問看護(ステーション)	▲3.9% ③	12.9% ①	▲27.2% ⑤	▲14.7% ④	▲2.4% ②

	収支差率				
	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
通所介護	0.5% ⑤	3.8% ③	1.2% ④	4.5% ②	13.5% ①
認知症対応型通所介護	4.4% ③	▲3.8% ④	4.6% ②	▲19.3% ⑤	20.8% ①
通所リハビリテーション	1.5% ③	5.1% ①	0.6% ④	3.6% ②	▲3.7% ⑤
短期入所生活介護	▲14.0% ⑤	▲7.6% ④	▲0.1% ③	11.1% ①	3.1% ②
居宅介護支援	▲25.3% ⑤	▲9.9% ①	▲12.5% ②	▲19.7% ④	▲16.0% ③
福祉用具貸与	6.7% ②	▲6.8% ④	▲7.1% ⑤	▲0.2% ③	13.7% ①

3. 規模別の状況について(○数字は高い方からの順位)

	収支差率				
	30人	31~50人	51~80人	81~100人	101人以上
介護老人福祉施設	▲2.8% ⑤	▲1.9% ④	11.1% ①	2.9% ③	3.3% ②

	収支差率			
	60人以下	61~80人	81~100人	101人以上
介護老人保健施設	▲12.4% ④	0.6% ②	0.2% ③	9.7% ①

	収支差率		
	50床以下	51~80床	81床以上
介護療養型医療施設 (病院)	▲24.3% ③	4.9% ②	11.7% ①

	収支差率			
	9人以下	10~18人	19~27人	28人以上
認知症対応型共同生活介護	1.0% ④	11.4% ①	7.5% ③	7.6% ②

	収支差率								
	200回以下	201~400回	401~600回	601~800回	801~1000回	1001~1200回	1201~1400回	1401~2000回	2001回以上
訪問介護	▲64.1% ⑨	▲26.6% ⑧	2.3% ⑤	▲3.8% ⑦	1.9% ⑥	5.9% ③	10.1% ②	5.5% ④	11.9% ①

	収支差率										
	20回以下	21~40回	41~60回	61~80回	81~100回	101~120回	121~140回	141~160回	161~180回	181~200回	201回以上
訪問入浴介護	▲131.2% ⑪	▲73.3% ⑩	▲37.2% ⑨	▲12.9% ⑦	▲10.2% ⑥	▲18.6% ⑧	▲7.3% ⑤	5.1% ③	▲3.9% ④	25.6% ①	5.3% ②

	収支差率				
	100回以下	101~200回	201~300回	301~400回	401回以上
訪問看護(ステーション)	▲44.4% ⑤	▲15.6% ④	1.0% ③	7.3% ②	8.5% ①

	収支差率						
	150回以下	151~300回	301~450回	451~600回	601~750回	751~900回	901回以上
通所介護	▲18.6% ⑦	▲4.1% ⑥	1.8% ⑤	4.3% ④	8.6% ③	18.5% ①	11.1% ②

	収支差率						
	50回以下	51~100回	101~150回	151~200回	201~250回	251~300回	301回以上
認知症対応型通所介護	▲168.7% ⑦	▲74.3% ⑥	▲2.2% ④	2.1% ③	▲17.6% ⑤	19.4% ①	19.3% ②

	収支差率						
	150回以下	151~300回	301~450回	451~600回	601~750回	751~900回	901回以上
通所リハビリテーション	▲55.4% ⑦	▲25.6% ⑥	▲1.3% ④	3.0% ③	▲5.7% ⑤	15.1% ①	9.1% ②

	収支差率					
	100人以下	101~200人	201~300人	301~400人	401~500人	501人以上
短期入所生活介護	▲49.6% ⑥	▲29.8% ⑤	▲1.7% ③	4.9% ①	▲2.6% ④	2.0% ②

	収支差率							
	20人以下	21~40人	41~60人	61~80人	81~100人	101~150人	151~200人	201人以上
居宅介護支援	▲53.3% ⑧	▲21.6% ④	▲31.4% ⑤	▲2.0% ②	▲36.1% ⑦	▲12.4% ③	▲35.5% ⑥	3.5% ①

	収支差率					
	100人以下	101~200人	201~300人	301~400人	401~500人	501人以上
福祉用具貸与	▲44.1% ⑥	17.3% ①	▲8.9% ④	▲10.9% ⑤	▲5.3% ③	8.9% ②

(参考) 地域区分に属する地域一覧及び地域ごとの報酬単価

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
人件費比率60%のサービス※1	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
人件費比率40%のサービス※2	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10円
地域区分に属する地域	【東京都】 特別区	【東京都】 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市  【神奈川県】 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市  【愛知県】 名古屋市  【京都府】 京都市  【大阪府】 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市  【兵庫県】 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市	【埼玉県】 さいたま市  【千葉県】 千葉市  【神奈川県】 逗子市、三浦郡葉山町  【大阪府】 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町  【福岡県】 福岡市	【北海道】 札幌市 【宮城県】 仙台市 【埼玉県】 川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町 【千葉県】 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市 【東京都】 青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市 【神奈川県】 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町 【静岡県】 静岡市 【滋賀県】 大津市 【京都府】 宇治市、向日市、長岡京市 【大阪府】 河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町 【兵庫県】 姫路市、明石市、三田市 【奈良県】 奈良市、大和郡山市、生駒市 【和歌山県】 和歌山市 【岡山県】 岡山市 【広島県】 広島市、安芸郡府中町 【福岡県】 北九州市 【長崎県】 長崎市	その他の地域
※1 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護等					
※2 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、施設サービス等					

(参考) 地域区分別サービス種類別の請求事業所数割合

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
介護老人福祉施設	3.3%	12.6%	2.6%	10.6%	70.8%
介護老人保健施設	2.5%	13.1%	2.7%	10.6%	71.1%
介護療養型医療施設	2.2%	8.9%	2.1%	9.6%	77.2%
認知症対応型共同生活介護	1.9%	11.2%	2.8%	12.9%	71.2%
訪問介護	7.4%	21.1%	3.9%	13.6%	54.0%
訪問入浴介護	4.2%	12.0%	2.1%	8.7%	73.0%
訪問看護(ステーション)	6.8%	18.9%	3.5%	12.9%	57.9%
通所介護	4.0%	13.1%	2.9%	12.0%	67.9%
認知症対応型通所介護	9.0%	14.0%	2.4%	13.4%	61.3%
通所リハビリテーション	2.3%	12.7%	3.2%	11.0%	70.7%
短期入所生活介護	3.1%	11.2%	2.5%	11.2%	72.0%
居宅介護支援	6.6%	17.6%	3.5%	12.2%	60.2%
福祉用具貸与	6.8%	18.6%	3.9%	12.4%	58.3%

(出典) 介護給付費実態調査月報(平成19年12月審査分)から集計



# 介護予防サービスの定量的な効果分析について(第2次分析の結果)

## 1. 介護予防施策の効果を検証する方法について

- 前回の検討会(平成20年3月31日)では、(人・月)法に基づく仮集計を行い、その結果として、介護予防施策(新予防給付、特定高齢者施策)導入前後での悪化割合の減少が認められた。これにより、介護予防施策導入による効果が定性的に示された。
- 今回の検討会(平成20年5月28日)では、介護予防施策導入による効果を定量的に検証することを目的に、更なる分析を行った。  
具体的な分析方法については以下の通り。
- ある集団を一定期間追跡した場合、その期間中に要介護度が悪化した人数を分子に、悪化するまでの追跡期間(悪化しない者については全期間)の累積(人・月)を分母として算出される数値をその群の「要介護度が悪化した者の発生率」とする。
- このとき、介護予防施策導入前の群(コントロール群)における要介護度が悪化した者の発生率よりも施策導入後の群(調査対象群)における要介護度が悪化した者の発生率が小さい場合、介護予防効果があると解釈され、その差もしくは比を算出することにより、定量的な介護予防効果を算出することができる。

## 2. 新予防給付導入の効果について

○新予防給付導入には、統計学的に有意な介護予防効果が認められた

	コントロール群		調査対象群
対象者数	17,612人		5,087人
要介護度悪化者数(1000人を1年間追跡した場合)	389人	- 155人減 →	234人

要介護度が悪化した者の発生率の変化：  
 ・対象者1000人に対して15.5%(155人)減少  
 ・調査対象群の悪化人数(234人)は、コントロール群の悪化人数(389人)に対して、40%(155人)減少

### 3. 特定高齢者施策導入の効果について

- コントロール群に比べて調査対象群の悪化者の発生率は低下していたが、統計学的有意差は認められなかった。

旧基準	コントロール群	調査対象群
	対象者数	588人
要介護度悪化者数(1000人を1年間追跡した場合)	101人	- 19人減 → 82人

要介護度が悪化した者の発生率の変化：  
 ・対象者1000人に対して1.9%(19人)減少  
 ・調査対象群の悪化人数(82人)は、コントロール群の悪化人数(101人)に対して、19%(19人)減少

新基準	コントロール群	調査対象群
	対象者数	1,679人
要介護度悪化者数(1000人を1年間追跡した場合)	56人	- 7人減 → 49人

要介護度が悪化した者の発生率の変化：  
 ・対象者1000人に対して0.7%(7人)減少  
 ・調査対象群の悪化人数(49人)は、コントロール群の悪化人数(56人)に対して、13%(7人)減少

- この原因としては、
- ① コントロール群が特定高齢者候補者であるのに対し、調査対象群が特定高齢者施策利用者であるなど、両群の属性が大きく異なっていたこと
  - ② 統計学的な有意差を検証するのに十分な調査対象者数が得られなかったことなどが考えられた。
- 今後、特定高齢者施策導入の効果を更に検証するためには、比較する両群の属性が可能な限り同一とし、かつ統計学的な有意差を検証するのに十分な調査対象者数を用いるなど、より適切なデザインによる調査を行うことが求められる。